

平成26年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成26年9月4日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 佐野 慶一
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 小堀 克夫
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第32号議案 平成25年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2) 第33号議案 平成25年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について
- 3) 第34号議案 平成25年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について
- 4) 第35号議案 平成25年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について
- 5) 第36号議案 平成25年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について
- 6) 第37号議案 平成25年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について
- 7) 第38号議案 平成25年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 8) 第39号議案 平成25年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について
- 9) 第40号議案 平成26年度藍住町一般会計補正予算について
- 10) 第41号議案 藍住町税条例の一部改正について

- 1 1) 第 4 2 号議案 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について
- 1 2) 第 4 3 号議案 藍住町介護保険条例の一部改正について
- 1 3) 第 4 4 号議案 藍住町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 1 4) 第 4 5 号議案 藍住町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 1 5) 第 4 6 号議案 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 1 6) 第 4 7 号議案 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 1 7) 第 4 8 号議案 藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 1 8) 第 4 9 号議案 藍住町基本構想の策定に関する条例の制定について
- 1 9) 報告第 6 号 平成 2 5 年度財政健全化判断比率の報告について
- 2 0) 報告第 7 号 平成 2 5 年度水道事業会計資金不足比率の報告について
- 2 1) 報告第 8 号 平成 2 5 年度下水道事業会計資金不足比率の報告について

以 下 余 白

決算の認定について、第36号議案・平成25年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について、第37号議案・平成25年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について、第38号議案・平成25年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について、第39号議案・平成25年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について、第40号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算について、第41号議案・藍住町税条例の一部改正について、第42号議案・藍住町国民健康保険税条例の一部改正について、第43号議案・藍住町介護保険条例の一部改正について、第44号議案・藍住町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について、第45号議案・藍住町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、第46号議案・藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、第47号議案・藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第48号議案・藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第49号議案・藍住町基本構想の策定に関する条例の制定についての18議案と報告第6号・平成25年度財政健全化判断比率の報告について、報告第7号・平成25年度水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第8号・平成25年度下水道事業会計資金不足比率の報告についての3件の報告を上程し、議題といたします。

小堀議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

小堀議長 石川町長。

石川町長 おはようございます。9月になっても梅雨を思わせるような天候が続いているものの、朝夕はめっきり秋の気配が漂い始めてまいりましたが、議員各位には、ますます御健勝のことと存じます。また、本日、平成26年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。今年の夏は、台風に加え記録的な大雨が続き、全国的にも大きな被害が発生をいたしました。本町では、自主避難者が数名と一部地域で床下浸水がみられたものの幸い人的被害はありませんでしたが、広島市を始め県内各地でも甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方々の

御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

さて、議長から提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、町政に関して諸般の御報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず初めに、町制施行60周年記念事業についてであります。先の議会でも申し上げましたとおり来年4月29日に記念式典を挙行することとし、今、諸準備を進めているところであります。先に御案内を申し上げました、町制60周年を記念しての藍住町マスコットキャラクターのデザイン募集につきましては、藍住町民を始め、全国から総数332点の御応募を頂きました。いずれも本町の特色をとらえたユニークな作品ばかりで、大変ありがたく感謝をいたしております。選定委員会を設置して審査を行った結果は、既に議員各位にお知らせをし、町ホームページでも結果公表をさせていただきましたが、藍住町の伝統産業に関連する藍商人をモチーフとした作品が選ばれました。

今後、愛称の募集を行っていく予定としておりますが、作者の方が作品に込めたコンセプトには、「伝統工芸の藍染を世界に広めるため再び立ち上がり、日々奮闘中。」とあります。60周年を期して、藍住町の新たな発展のため、キャラクターとともに、職員一丸となって日々奮闘してまいりたいと考えております。

また、本町の友好都市である山形県河北町が、今年の10月1日に町制施行60周年を迎えられます。当日の記念式典には、是非お越しいただきたいと、早くから御案内をいただいておりますので、議長さんとともにお慶びの言葉を申し上げてまいりたいと考えております。そして、10月末には、河北町民の皆さんが、町民号で本町を訪問していただける予定とのことでもあります。この機会に改めて、一層の交流と親睦を深めたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、公益社団法人鳴門法人会から、藍住・板野・上板支部の設立10周年記念として、本町に、クイックテント一式の御寄付をいただきましたので、御報告申し上げますとともに、この場をお借りし、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。御寄付の趣旨に沿いまして、各種イベントやスポーツ大会などに有効活用をしてみたいと思います。

次に、福祉センター周辺施設の再編基本構想等についてであります。福祉セン

ター及び周辺公共施設の再編について、基本構想の策定に着手する旨、御説明をさせていただきますでしたが、この程、この基本構想案がまとまりました。この構想策定の着手に相前後して、人口減少問題が大きく取り上げられました。

日本創成会議の分科会からは、人口減少による消滅可能性自治体が公表され、全国知事会も非常事態宣言をまとめるなど、これからの自治体運営はもとより、日本全体の将来について、大きな課題となっており、去る6月議会において、本町議会でも議論があったところでもあります。申すまでもなく、市町村は、人口減少を食い止めるべく、あらゆる施策を講じる責務があると同時に、たとえ人口が減少しても、そこに住む人々が生き甲斐と誇りをもって生活できるように努めなければなりません。そのためには、本町の現状と課題を明らかにし、総合的な町づくりを進める必要があります。このことから、今議会では「藍住町基本構想の策定に関する条例」の制定について御審議をお願いしているところですが、福祉センター及び周辺施設の再編についても同様に今後の町づくりへの要となるよう整備をしたいと考えています。このため、本日、本会議終了後に議会全員協議会におきまして、この基本構想案を御説明申し上げ、御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、基本構想案については、施設整備、再編をする上での基本的な考え方を取りまとめたもので、新設の施設の具体的な構造や設備については、設計に着手したのち、設計技術者との協議を行いながら、基本構想を踏まえて構築していくこととなりますので、施設構造や設備についての御意見は、設計段階において、改めてお聞きしてまいりたいと考えております。

また、できるだけ早期に設計についての協議を始めさせていただきたく、今議会で御審議をいただく補正予算に設計委託に関する予算を計上いたしましたので、併せてお願い申し上げます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の給付状況についてであります。消費税率の引上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響緩和などを目的に、福祉課を窓口として2つの給付金を支給いたしております。給付金申請の受付は、「子育て世帯臨時特例給付金」については6月9日から、「臨時福祉給付金」については6月13日から行っており、いずれも申請期間は9月30日までとなっております。8月14日現在の受付状況を申し上げますと、「子育て世帯臨時

特例給付金」は、申請件数 2, 6 5 4 件、対象児童人数 4, 4 5 5 人、支給額は 4, 4 5 5 万円であり、予算額に対する割合は、9 9 パーセントとなっております。

一方、「臨時福祉給付金」は、申請件数 2, 3 0 3 件、対象人数 4, 0 6 2 人、支給額は 5, 0 6 3 万 5, 0 0 0 円であり、予算額に対する割合は、6 0 パーセントとなっております。申請受付期間が残り僅かとなっておりますので、2 つの給付金に申請漏れのないよう、広報に努めているところであります。

次に、徳島バスのダイヤ改正に伴う藍住線の減便について御報告いたします。徳島バスが、県内の路線バス運行計画の縮小、見直しを行うこととなり、藍住町に係る路線では、鍛冶屋原線の北島町老門経由をフジグラン経由への変更を行うこと、役場前を運行する藍住線で、朝の 1 便を減便することとし、1 0 月 1 日から実施することとあります。本町としては、藍住線の減便は、朝の通勤時間帯でもあり、存続を要望いたしました。路線バスの赤字縮小のため、本路線を縮小せざるを得ないとのこととあります。住民の利便性を確保するため、徳島バスや徳島県とも協議し、他の路線の運行経路で、藍住線に近いルートへのバス停設置を検討・要望していたところですが、安全面を考慮すると難しい状況となっております。なお、ゆめタウンの協力により、徳島市内周辺に車で通勤・通学をされている方を対象として、一定の条件の下、ゆめタウンの駐車場や駐輪場を利用し路線バスに乗り換える、店舗利用型パーク・アンド・ライドを 1 0 月から半年間、試験的に実施していただけることとなっておりますので、当面は、この推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、昨年度に開館した町民体育館の利用状況について御報告を申し上げたいと思います。町民体育館は 9 月 1 日にちょうど 1 周年を迎えました。この間、土曜・日曜日の休日等には N B L バスケットボール大会のほか、各種スポーツ大会を始め町主催の行事である「敬老のつどい」や「あいすむ町の音楽会」等を開催いたしました。平日には、町内の卓球やバレーボールクラブの方々が定期的に利用され、楽しみながらスポーツをされております。特に、トレーニングルームでは、毎日 6 0 名余りの方が健康保持のためにトレーニング機器を利用されており、中でもコードレスバイクとランニングマシンの人気が高く、時間待ちが発生している状況であります。ちなみに、8 月末での登録者数は、町内の方が 1, 5 2 5 名、町外の方が 8 8 0 名、計 2, 4 0 5 名であります。今後も、より多くの住民の皆さんが気軽に町

民体育館を利用してスポーツに親しんでいただけるよう情報発信を行い、利用者増に努めたいと思います。なお、10月以降の町民体育館の大会予定であります、来る11月8日土曜日・9日日曜日の2日間、「bjリーグ（ビーゼイリーグ）」日本プロバスケットボールリーグが開催されます。

また、11月29日土曜日・30日日曜日には、女子のダブルリーグ、WJBL、バスケットボール女子日本リーグ機構も開催される予定です。試合は4チームによるリーグ戦とし、1日に2試合行い、2日間で合計4試合が行なわれます。町民の皆さんには、この機会に是非、一流プレイヤーの競技を御観戦いただきたいと思えます。

次に、高齢者生活支援ハウス「藍」建物明渡請求事件につきましては、昨年3月議会において、訴えの提起についての議決をいただき、その後、6人に対し訴訟を提起していたところ、本年4月、本町の主張が全面的に認められ、明渡しの判決が出ました。判決を受けて、相続人と交渉した結果、6月に6人全員から明渡しについての同意が得れ、7月、部屋から荷物を完全に撤去いたしましたので御報告いたします。今後の明渡しにつきましては、退去後に早急な取組を行うことにより、速やかに明渡し完了するよう、一層の努力をしてみたいと存じます。

次に、住民を対象とした防災避難訓練についてであります、関係機関の協力を得て、順次、各避難所ごとに行ってまいりましたが、本年度は、6月8日日曜日に藍住南小学校で、先月の24日日曜日には、藍住中学校において実施いたしました。南小学校では、住民の方が349名、関係者を含めると472名、藍住中学校では、住民の方が303名、関係者を含め431名の方がそれぞれ参加されました。

特に、藍住中学校では、婦人防火クラブによる炊き出し訓練のほか、陸上自衛隊にも参加をいただき、ヘリコプターの離着陸と公開展示も行いました。これで、町内の小中学校、6避難所全てで実施したことになります。この住民参加の避難訓練は、今後も引き続き実施をしてみたいと考えておりますが、これまでの参加人数は決して多いとは言えません。災害や防災意識の高揚、知識普及のためにも、一人でも多くの住民の方に参加いただけるよう、内容を検討、工夫をしてみたいと思えます。なお、本年11月には、4県合同津波避難訓練の開催が計画されており、本町でも東小学校において津波避難訓練を行いたいと考えております。

次に、板野東部消防組合の救急デジタル無線整備事業につきまして、御報告をい

たします。消防本部や消防署に設置されている無線局と消防車両や救急車両に装備されている無線機等の間での通信は、アナログ消防・救急無線により行っておりますが、電波法の改正により平成28年5月31日をもって使用できなくなり、デジタル化を行う必要があります。こうしたことから、板野東部消防組合でも、平成27年度事業としてデジタル化に取り組むこととなりました。このため、国の助成を受けるべく補助金要望を行っていましたが、現時点では、平成27年度補助事業としての採択は不確定な状況にあります。こうした中、この度、国から、平成26年度の2次募集があるとの連絡があり、板野東部消防組合や構成する3町で協議を行ったところ、平成27年度補助金の採択が不確定の中、平成26年度事業で採択されるのであれば、本年度事業として実施する方針に至りました。しかし、平成26年度事業として採択されても、その内示は、9月中旬頃になる見込みであり、現時点では予算措置が難しい状況です。一方、事業採択の内示があれば、直ちに予算措置を行い、事業に着手する必要があります。つきましては、本定例議会に一般会計補正予算を提案しておりますが、この事業費は計上しておりませんので、本議会会期中に内示があれば、本事業に係る板野東部消防組合への本町負担金について、最終日に、補正予算の追加提案をさせていただきたいと考えております。

また、議会閉会後に内示がある場合につきましては、専決処分により予算措置を講じ、その後、板野東部消防組合議会で事業費予算の議決をいただき、事業を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、平成26年度の事業採択がされなかった場合につきましては、平成27年度で予算措置を行うとともに、国の補助事業採択に努めてまいりたいと考えております。

また、消防本部の消防司令センターにつきましても、老朽化により更新の必要が生じており、防衛補助事業により整備するよう計画を進めていることを御報告しておきたいと存じます。なお、本日の本会議終了後、議会全員協議会におきまして、板野東部消防組合から、この事業の概要等について、御説明をさせていただく予定にしておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、今議会には平成25年度の一般会計決算のほか、各特別会計の決算認定の議案を提出いたしておりますが、ここで、平成25年度普通会計決算統計の結果等について、その概要を申し上げておきたいと思っております。

平成25年度の町税収入は、約39億5,500万円となり、前年度と比べプラス1.0パーセント、約4,000万円の増額でありましたが、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は約21億7,200万円で、前年度よりマイナス4.5パーセント、約1億200万円の減額となっております。

一方、歳出では扶助費が前年度よりプラス5.1パーセント、約7,300万円増加、普通建設事業費では、新町民体育館の建設工事もあったことから、前年度比23.3パーセント、約2億9,200万円の増加となりました。

普通会計における平成25年度末の基金残高は合計39億1,800万円、地方債残高は81億8,400万円余りとなっております。主な財政指標では、経常収支比率が87.1パーセント、公債費比率が7.9パーセント、財政力指数は0.673であります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定した財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は生じておらず、実質公債費比率が7.1パーセント、将来負担比率が0.4パーセントであり、いずれも基準を下回り、健全な状態を示しております。公営企業会計の資金不足比率についても、水道事業会計及び下水道事業会計とも資金不足は生じておりません。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げます。

第32号議案・平成25年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額が105億2,333万3,131円、歳出総額は101億5,531万3,961円で、差引き3億6,801万9,170円となりましたが、このうち、繰越明許費に係る繰越財源が、6,795万3,000円ありますので、実質収支額は3億6万6,170円となっております。さらに、実質収支額の10パーセント相当額3,000万円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ繰り入れますので、残り2億7,006万6,170円が平成26年度への繰越額となりました。

第33号議案・平成25年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が33億2,325万40円、歳出総額が32億6,519万8,204円で、差引き5,805万1,836円となりました。なお一

層の医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

第34号議案・平成25年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が22億1,842万9,082円、歳出総額が21億4,672万5,575円で、差引き7,170万3,507円となりました。歳出のうち、介護保険給付費は20億4,274万7,692円で、前年度と比較して約7.1パーセント増加しています。

第35号議案・平成25年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が1,063万4,440円、歳出総額が歳入と同額の1,063万4,440円で、差引き0円となりました。この事業は、介護サービス計画収入を財源とし、要支援者の介護予防に係るケアプランを作成しております。

第36号議案・平成25年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が2億4,668万3,088円、歳出総額が2億3,893万1,726円で、差引き775万1,362円となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいりたいと思います。

第37号議案・平成25年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が2億8,665万9,073円、歳出総額が2億5,188万5,466円で、差引き3,477万3,607円となりました。なお、藍寿苑の運営については、本年度から指定管理となっております。

第38号議案・平成25年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定については、収益的収支で収入総額が5億1,400万7,464円、支出総額は3億8,439万3,017円となり、消費税経理の後、1億1,679万9,722円の当年度純利益を計上いたしました。そこで利益剰余金の処分としまして、減債積立金に1,000万円。建設改良積立金に1億1,000万円を積み立てたいと考えております。

次に、資本的収支では、収入総額が901万6,550円、支出総額は、2億8,704万9,397円となり、資本的収支不足額が、2億7,803万2,847円となりましたので、内部留保資金等で全額補填をいたしております。今後とも水道事業の使命であります、安全な水の安定供給を基本とし、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてまいります。

第39号議案・平成25年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が3億2,831万6,851円、歳出総額は、3億250万4,560円、差引き2,581万2,291円となりました。このうち、繰越明許費に係る繰越財源が2,339万円、実質収支額は242万2,291円となっており、平成26年度へ繰越すこととなりました。昨年度は、矢上地区及び奥野地区の一部におきまして、推進工事及び開削工事により902メートルの管渠布設を行い、約5.6ヘクタール下水道供用開始をいたしております。今後とも、一層の事業効率化を図りつつ事業の推進に努めてまいります。

第40号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算については、歳入歳出とも3億5,100万円を増額し、予算総額を98億6,300万円とするものであります。補正の主な内容を申し上げます。

総務費では、危機管理対策費で、転入者等への防災マップ配布のため印刷作成費として107万円を計上いたしました。

企画費では、平成28年度からの第5次総合計画を平成26年度、27年度で策定するよう、本年度経費として427万5,000円を計上、福祉センター及び周辺公共施設の整備を行うよう、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業として、基本設計や実施設計、地質調査などの委託料に8,400万円を計上いたしました。また、この2つの事業委託料が2か年にまたがるため、平成27年度分について、地方自治法第214条の規定による債務負担行為を併せてお願いするものです。

民生費では、児童福祉総務費の一般児童福祉費で、7月1日から新たに1か所、病児病後児保育事業が開始されたこともあり、委託料を220万円増額、また、児童館総務費では、先の台風11号被害による富吉児童館の屋根修繕工事に係る経費600万円を計上いたしました。

衛生費の西クリーンステーション管理費では、収集車の買換えに933万9,000円を計上。また、農林水産業費では、一般排水路改良費に2,100万円を、地籍調査事業費では、事業採択の増に伴い652万円を計上いたしました。

土木費では、道路維持費に、町道2路線の改良事業費として1,400万円を、一般町道新設改良費に3路線の道路改良費として5,200万円を計上いたしました。

教育費では、中学校総務費に、藍住中学校体育館の非構造部材耐震改修及び2中学校普通教室の空調設備整備の実施設計委託料として、726万円を計上、また、先の台風11号被害に伴い、藍資料館管理費に、奥村家住宅の修復事業費3,500万円を、河川敷運動公園管理費には、汚泥流木撤去委託料278万円を計上いたしました。歳入につきましては、歳出に対する国・県の補助金のほか、平成25年度決算により、繰越金で1億7,006万6,000円の増額、また、基金からの繰入金を5,500万円増額、町債では、臨時財政対策債の額の確定による4,314万7,000円の増額を行うとともに、奥村家住宅や富吉児童館の災害復旧に伴う災害復旧事業債4,100万円の計上などを行うものであります。

第41号議案・藍住町税条例の一部改正については、県内市町村の状況を踏まえ、各税の納期限を25日から月末に改め、国民健康保険税の納期の変更に伴い納期の調整を図るため、固定資産税の納期を変更し、条例で定める小型特殊自動車の税率を地方税法の改正に併せて引き上げるものであります。

第42号議案・藍住町国民健康保険税条例の一部改正については、県内市町村の状況を踏まえ、徴収の特例いわゆる仮算定による賦課を廃止するとともに、納期について7月を第1期として翌年2月まで毎月の8回とし、12月の納期分以外については、納期限を25日から月末に改め、また、納期ごとの分割金額を1,000円単位から100円単位に改めるものであります。

第43号議案・藍住町介護保険条例の一部改正については、第42号議案、藍住町国民健康保険税条例の一部改正と同様に、県内市町村の状況を踏まえ、徴収の特例いわゆる仮算定による賦課を廃止するとともに、納期について7月を第1期として翌年2月まで毎月の8回とし、12月の納期分以外については、納期限を25日から月末に改めるものであります。

第44号議案・藍住町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正が行われたことにより条例改正を行う必要が生じたこと、また、徳島県重度心身障がい者医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い条文中の障害の害をひらがな表記に改めるものであります。

第45号議案・藍住町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一

部改正に伴い、入居者の資格基準等について改正する必要があるため藍住町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

第46号議案・藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、第47号議案・藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び第48号議案・藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、平成27年4月から本格スタートする「子ども・子育て支援新制度」において、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。また、子ども及び保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整そのほか便宜の提供を行うこと。さらに、多様な施設又は事業者から良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。の3点が市町村の責務となります。これに伴い、本町においても子育て支援の充実を図るため、関係3条例を制定するものであります。

第49号議案・藍住町基本構想の策定に関する条例の制定については、平成23年5月2日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、基本構想策定の法的な義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自判断に委ねられましたが、基本構想は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものであることから、第4次基本構想の計画期間が平成27年度で終了するに当たり、基本構想を議会の議決を経て定めることを条例で制定させていただくものであります。

また、これらの議案以外に、報告案件といたしまして、平成25年度の財政健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率について、それぞれ報告をさせていただいておりますので、後ほど御覧いただき、御理解を賜りたいと存じます。

以上、決算関係で8件、補正予算で1件、条例関係で9件の計18議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

小堀議長

日程第5、監査報告について。本定例会に上程

されております議案のうち、決算に関する案件が8件ございますので、ただいまから審査結果について、藤原監査委員から報告を求めます。

小堀議長 藤原監査委員。

藤原監査委員 議長から監査報告を求められましたので、代表いたしまして審査結果の御報告を申し上げたいと思います。

それでは、平成25年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告申し上げます。

審査は、8月6日と7日の両日実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については、町条例及び役場処務規程並びに財務規則に則り処理されており、また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、更にその内容につき検討を加え審査をいたしました結果、決算書は、収入・支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、また、その内容につきましても適正なものとして認定をいたしました。

国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、町を挙げて行財政改革に取り組まれているところ、今後も、国の動向なども相まって、厳しい財政状況は続くものと思われまます。限られた予算での行政運営であることから、引き続き、業務の見直しや事務の合理化についての検討を行うとともに、有益かつ効果的な予算執行に努め、健全な財政運営、自立した町政運営のため、なお一層、職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。事務的な面や専門的な事項については、決算審査時において、その都度、個々に意見を申し上げたところであります。ただ、町税などの未納額の圧縮については、今後も、債権管理の徹底を図り、住民等が不公平感を抱くことのないよう、一段の積極的な取組をお願いしたいと思います。

なお、不納欠損の見極めに当たっては、過去の処分事績、他税目の未納についても勘案するなどの配慮をお願いしたいと思います。

次に、平成25年度藍住町特別会計・国民健康保険事業歳入歳出決算、同じく介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業、藍寿苑介護サービス事業、下水道事業、水道事業、以上7つの特別会計の決算の審査結果について御報告いたします。審査は、7月24日と25日の両日実施をいたしました。それぞれの決算書により、出納証書類を照合の上、更にその内容について検討を加え、審査いたしました結果、会計処理は、町条例等の諸規定に基づき、適正に執行され、また、決

算書は、収入・支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしたところでございます。

急速な高齢化により、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、地方自治体の負担はますます重く、深刻な状況になってきております。2025年にはおよそ4人に1人が75歳以上という超高齢化社会が到来します。そんな中、「社会保障と税の一体改革」の実現に向けて、国による制度の改正や事業の見直しが実施され、市町村業務もますます多様化してきております。独立した事業会計として設けられた特別会計の運営も同様に厳しくなっており、住民への、制度や事業の周知を行い、理解を得るよう努めるとともに、他会計、他事業相互に関連するものは調整を図り、事務事業の効果的・効率的な運営、また、経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。

また、収納対策については、公平性の観点からも、なお一層の努力をされるよう申し添えたいと思います。以上、監査結果の報告といたします。

小堀議長 日程第6、上程議案を常任委員会へ付託することについて。先ほど、提案理由の説明がありましたが、これに対する質疑は省略し、ただいま上程されております18議案を、それぞれ所管の常任委員会に付託をして、十分審査をしていただきたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長 異議なしと認めます。よって、ただいま上程されております18議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をすることに決定いたしました。

小堀議長 事務局長をして、付託表を朗読いたさせます。

小堀議長 柿内議会事務局長。

柿内議会事務局長 (常任委員会への付託表を朗読する)

小堀議長 以上で本日の日程は終了いたしました。お諮りいたします。9月4日から24日までの21日間を休会とし、次回本会議は9月16日に再開いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長 異議なしと認めます。よって、9月16日の本

会議再開まで休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は9月16日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日はこれをもって散会いたします。

(時に午前10時58分)

平成26年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成26年9月16日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 佐野 慶一
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 小堀 克夫
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直

総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂
水道課主幹	森 隆幸

7 付議事件は次のとおりである。

1) 発議第10号 審査申立てに対する弁明書について
以下 余 白

生活の安定、経済の回復を図るためには、国からの特段の支援が不可欠と強調。その上で復旧工事の国補助率引上げなどの措置が受けられる、局地激甚災害の指定を始め、被災した住民、商工業者、農林業者への支援、県が管理する町内の那賀川を国管理とし、抜本的な治水対策を行うことなど7項目を求めているとのことでありました。

また、阿南市は床上浸水した市内約180世帯を対象に8月分の水道料金を減免するとして、5ないし7月の水道使用量から月平均使用量を策定し、8月分として料金換算する。被災地では家屋などの泥水を洗い流すために大量の水道水が使われており、各世帯の負担を減らすための緊急措置となったとのことでありました。そこで藍住町では、台風11号、12号による浸水箇所の把握と床上、床下等浸水世帯の被害状況に対して、どのような対策を講じられているのか伺いたい。

次に、冠水被害対策の順位について、以前からの懸案、優先順位の第1位として、台風や豪雨のたびに冠水しているジェイテクト前の対策として、高速道路の北側側道の排水路を利用して、前川に放流する計画を検討中とのことでありましたが、その後の進捗状況と町内浸水箇所の順位を伺いたい。また、以前から台風・豪雨災害により町内の農地が浸水して毎年作物に多大な被害が出ています。排水対策は急務であります。そして11、12号台風、豪雨災害に対しての浸水箇所、通行止め等の危険箇所の把握として、先日9月5日に町内4小学校、西小、南小、北小、東小に行き、各校区ごとの台風・豪雨災害での浸水危険箇所の表示の地図をいただきました。

次に、笠木の第2消防署に訪問して、町内の浸水箇所について聞きましたおり、行政の方は全部把握をされていると思いますとのことでありました。浸水危険箇所の周知対策と学校・PTA・各地区協等協力関係団体ともよく相談されて、台風・豪雨について、より安全対策を早期に講じていただきたい。

次に、防災無線、落雷での設備故障、情報提供不可、今後の事前対策について、8月25日午後5時半頃、阿南市の防災行政無線が落雷で故障して市内にある全25か所のスピーカーからの情報を流すことができなくなった。防災対策課によると市の防災行政無線は同市津乃峰、深瀬両町で中継している。2か所とも落雷で設備が故障して、市からの情報を送信できなくなっている。市からの委託を受けた業者が修理に当たっているが、復旧のめどは立っていないと言われておりました。藍住

町だけは心配ないと思わないで、自然災害にいつ、どこで何が起こるか分からないと思います。落雷前の事前対策として、阿南市防災無線、その後の復旧について、問い合わせなどして、行政として今後の安全対策を講じていただきたい。また、多数の犠牲者が出た1923年の関東大震災から91年となる防災の日の9月1日、政府は総合防災訓練を実施した。首都直下型地震を想定して、安倍晋三首相は官邸に緊急集合した閣僚に向け、人命救助を最優先にと指示するなど非常時の対策を確認したとのことであります。東日本大震災の発生から間もなく3年半となり、8月は広島市で局地的な大雨による土砂災害も起き犠牲者は72人に上った。政府は防災対策の強化を急ぐと言われております。また、9月1日防災の日、津波や台風などによる災害に備え県下各地で訓練が行われました。海陽町では、町消防団穴喰地区分団の消防団員110人が穴喰小学校周辺で、土のう作りや放水訓練に取り組んだと言われております。台風11、12号の豪雨により同地区で多数の家屋に浸水被害が出たことを受け、約30人が土のう作りをしたとのことであります。団員たちは、町立穴喰図書館前の広場に積まれた約4トンの土を半時間ほどかけて袋詰めし、次の台風に備えて約300袋を近くの倉庫に備蓄したとのことであります。団長はこれからの台風シーズンに突入するが、今まで以上に注意を払って町民の安全を守りたいとのことであります。

次に、町内既存排水路の全体構想の策定・進捗状況について、昨今、台風・集中豪雨の増加に伴い町民の安心・安全対策として、行政の既存排水路の全体構想の策定について伺いたい。

次に、浸水・幹線道路の改良について、例えば場所によって新設道路とか迂回道路の計画はあるのか、安全対策等についても伺いたい。

次に、集中豪雨で道路冠水、安全対策として、道路と水田との境界表示について、この度学校訪問したおり、南小学校区で冠水道路において、自動車が見境いが見つからず片輪を脱輪したと聞いております。以前新聞等で台風時に子供が流されたと掲載された記事も読みました。必要場所は限られていますので、道路と水田との境界表示を事故が起こらないうちに講じていただきたい。

次に、U型排水路の危険防止対策として床版設置について、この度の台風・豪雨の浸水で、勝瑞成長の大進繊維さんの駐車場西側道路を南へ行って右折した辺りで、中学生の生徒が自転車ごと落ちたと聞きました。今一度、町内のU型排水路危険箇

所の点検を講じていただきたい。危険箇所の関連として、8月28日の午後、阿南市那賀町上福井の出島川に転落し、行方不明となった平島小学校1年の児童が約1キロ下流の川面に浮いているのを29日午前8時半過ぎ捜索していた地元消防団の方が見つけた。柏原君は市内の病院に運ばれたが、約30分後に死亡が確認された。死因は溺死だった。昨年4月にも平島小学校2年の男児が溺れて死亡する事故が起きたにもかかわらず県は再発防止策をとっていなかった。柏原君の父親は、命の大切さを認識しているのかと怒りをあらわにしているとのことでありました。人ごとではありません。藍住町の各河川敷危険箇所においても、看板等の設置で安全対策を十分講じていただき、大切な子供を水難事故から守っていただきたい。そして、子供には保護者、学校からの指導もお願いします。

次に、町内各地区別ごとに集会所で、避難訓練の住民説明会の実施について、町内の公共施設で小中学校6校においては、避難訓練が全て実施されましたが、今度は地区別に場所を変えて再度各地区別避難訓練の住民説明会を実施していただきたい。要望として、地域の独居老人の方、高齢者の方、障がい者の方等に対しての安心・安全対策でもあります。資料・案内・連絡として、社協・各地区協役員・民生委員・第2消防署・地区消防分団員・防災団消防のOB・自治会長・駐在員・東西担当地区交番駐在員の方々にも伝達。回覧板等にも活用していただき参加呼びかけをお願いしていただきたい。説明会には自助・共助の精神の施策を周知対策として講じていただきたい。災害に対しての弱者・助長対策にもなります。

次に、水難災害・人命救助施策として、国交省OBで防災エキスパート同町徳命の山本さんに講師として説明会依頼について、以前にも町の合同庁舎4階、町民シアターにおいて山本さんを講師に招き、土のう積みやロープワークの実践など人命救助の際に使用できる、もやい結びなどを消防団員や防災団員の方が参加して、様々なロープの結びを学んだと言われ、いざというときに役立つとして大変好評だと聞いておりましたので、各地区別ごとの説明会に山本さんのロープワークの講師をお願いしていただき水難事故の安心・安全対策を講じていただきたい。

次に、行政の職員の防災対策の心構え対策として、防災に関する豊富な知識を生かし、県職員を対象、地域の会合や学校など出前講座・住民啓発の指導をしている防災士、県防災センターの講師の先生方に防災講座の説明会の依頼をしていただき、防災に関する心構えなど内容把握もされて、町民の防災意識の高揚にと対策を講じ

ていただきたい。以上、答弁をいただき再問いたします。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは永濱議員さんの御質問で防災関係の御質問のうち最初に私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず最初に、台風11号、12号での町内浸水箇所と被害状況についてでございますが、8月2日から4日にかけての台風12号に伴う大雨では、本町でも大雨洪水警報の発表はありましたが、台風の通過コースでなく、大きな被害は確認されておりません。しかし、8月8日から10日にかけての台風11号につきましては、本県を通るコースとなり、また、スピードも遅く本県でも記録的な大雨となり、那賀町や阿南市を中心に多数の床上浸水が起きております。この台風11号による本町での被害につきましては、町内至る所、田畑の冠水は起きております。また、町が把握しております主なものといたしまして、道路の冠水による通行止め箇所が106か所、床下浸水11戸、また、公共施設の主な建物被害として2か所確認をいたしております。床上浸水につきましては、確認をしておりますが、床下浸水につきましては、11戸の確認がございましたので、住宅につきまして消毒用として石灰の配布を行っております。

続きまして、防災無線・落雷での設備故障という御質問がございましたので、こちら御答弁をさせていただきます。落雷対策や防災無線の故障時、復旧時の対策についてですが、防災行政無線の落雷対策につきましては、アンテナや各子局に避雷針を設置いたしております。また、停電時のために補助電源としてバッテリーをそれぞれ設置いたしております。

また、防災行政無線は、日頃から保守点検を業者に委託し、定期的に保守点検を実施、また、問題がある場合には、その都度、随時に保守点検を行っているところでございます。しかし、防災行政無線アンテナ、また、子局に直接落雷した場合、防災行政無線機器が故障する可能性が高くなっております。防災行政無線が故障した場合は、保守点検業者とともに早急に復旧するようにはいたしておりますが、落雷対策について、より有効な対策がないか、専門家である保守点検業者の意見、また、他団体の事例なども参考に対応してまいりたいと思います。

続きまして、町内・各地区別ごとの避難訓練の住民説明会の実施という御質問でございますが、住民参加の避難訓練につきましては、避難所となっております各小

中学校ごとに順次実施してきております、先月24日には藍住中学校で実施をいたしました、これで6か所全てで実施したこととなります。しかし、避難訓練は、これからも何度も実施することが必要であり、多くの方が参加していただき、防災意識をより高めていく必要があります。

また、住民参加の避難訓練は、自宅から避難先となる場所までの行動も訓練といたしております。このため、これからも順次、各学校単位で実施してまいるとともに、多くの参加がいただけるよう、また、内容についても効果のあるものとしてまいりたいと考えております。高齢者や障がいのある方などで、各学校で実施する避難訓練に参加しづらいという方もございます。

各地区や各団体を対象に防災講座を開催しており、要望をいただきましたら各地区や団体に出向いて開催をいたしております。地区協や福寿会、栄養推進委員、民生委員会などでも開催をいたしており、夜や休日でも申出をいただきましたらまいっており、これからも行ってまいりたいと思います。要望をいただきましたら、日程調整や実施内容を協議させていただきますので、この講座を利用させていただきたいと思います。このことにつきましても、広報紙や駐在員会等でも案内をしておりますが、さらに各地区、各団体で実施できるよう案内に努めてまいりたいと思います。

続きまして、水難災害・人命救助についてということで、国交省OBで防災エキスパートの方を講師として説明会に依頼という御質問でございますが、この国土交通省OBであります防災エキスパートの方につきましては、これまでも御協力をいただいております。消防団や防災団の研修、保健栄養推進委員の健康講座での防災講座などで講演や実地講習をいただいております。

また、自主防災組織の訓練時に講習を行った組織もございます。本町では、防災講座や避難訓練などを行っておりますが、これら講座や訓練に取り入れてみたいと考えております。また、防災士や県防災センター等の講師の先生方をお招きした防災講座でございますが、この防災士また、県の防災センターの講師による講演につきましては、これまでも主に県の防災人材育成センターの方でございますが、活動推進員などを講師にお招きをいたしまして講演をいただいたことがございます。映像と資料による大変分かりやすいお話でございました。御質問にありました、防災士や防災センター等の専門家のお話は、防災啓発に効果が上がるものと思います。

職員への講習や先ほどの、防災エキスパートの方の講習と同様、本町の防災講座また、防災訓練時などで利用できるよう検討したいと考えております。以上、私のほうから答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

小堀議長

吉田建設課長。

吉田建設課長 永濱議員さんの防災対策及び排水路対策について御答弁させていただきます。御質問の冠水被害対策で、ジェイテクト前の対策については、今回の補正予算に台風や大雨が来るたびに冠水していることから、高速道路の北側側道の排水路にバイパスのボックスカルバートを設け、前川に流入する水量を減らすための工事費を計上させていただいております。この後の順位はということの質問でございますが、現在のところは、すみません白紙の状態でございます。

次に、町内既存排水路の全体構想の策定及び進捗状況についてであります。昨年12月の議会全員協議会でも御説明申し上げましたが、いずれも莫大な費用を要することから、直ちに改善計画を実施できるものではありませんが、流末が吉野川本流、旧吉野川及び今切川であり、それぞれ前川・正法寺川・勝瑞の排水機場の能力アップを関係機関に要望をしております。

次の浸水・幹線道路の改良で、新設道路とか迂回路の計画はとのことですが、現在のところ計画はありませんが、できるところから安全対策を行ってまいります。

次に、洪水時の道路と農地との境界表示につきましては、冠水時の危険なときの、不要不急の外出は控えてほしいのですが、平常時の通行に支障を来さないよう配慮しながら、必要な箇所にポストコーンの設置を考えてまいります。U型排水路の床版設置については、周辺農地等からの土砂及び雑草の浚渫に支障となることと、排水断面が狭くなることから、極力行っていませんが、排水路の深さが1メートル以上ある場合には、ガードパイプ・ガードフェンス等の安全対策を行ってきました。洪水時の排水能力の低下、排水路内の土砂の堆積、安全通行と相反する課題ではありますが、床版設置が必要な箇所を今後協議をさせていただきながら、進めてまいりたいと考えております。

それから水難危険箇所の看板等の設置につきましては、昨年の旧吉野川での中学生の遊泳禁止場所での水難事故があったので、既に各学校の指導及び危険箇所の点検・看板の設置等町青少年健全育成会議・学校・PTA・教育委員会で行っており

ます。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

永濱茂樹君。

永濱議員

ただいまから再問いたします。台風11号、12号での町内浸水箇所と被害状況についてですが、道路の冠水で通行止めの箇所が106か所、床下浸水11戸、公共施設の建物被害は2か所で、床上浸水はなく、床下浸水の家は消毒用として石灰を配布したとのことでしたが、床下浸水はどの地区で何世帯ありましたか。そして何センチぐらいの水位で、また何時間ぐらいで雨水が引かれたのか伺いたい。私も浸水された家の方に聞きますと、一番困ったのは浄化槽への泥水の処理が大変だと聞いておりますので、早く水が引くように正法寺川、千間堀、前川等の排水対策、下流の水揚げポンプの馬力、台数で、早く水位が引けるように、そして水害被害の方々に早く安心できるような対策を講じていただきたい。また、土地の低い場所の浸水宅については、すぐに消毒用として、石灰配布も必要ではありませんが、今後の水害対策として先ほども申しましたが、床下浸水につきましてもすぐには水は引きませんので、泥水の処理について阿南市のように豪雨被害の床上・床下の浸水世帯については、水道料金の減免を講じていただきたい。

次に、防災無線・落雷で設備故障、情報提供不可、今後の落雷対策については、より有効的な対策はないか専門家と保守点検業者の意見ほか団体の事例などを参考に対応しますとのことよろしく願いいたします。

次に、各地区別ごとに避難訓練と水害対策、先ほども申しましたが、水難災害、人命救助施策も含んだ住民説明会を地震・災害時の弱者・助長対策としても、夜間でなく昼間行っていただきたい。順序として、毎度の台風・豪雨災害として、一番浸水された地区からの安心・安全対策、地区別住民説明会を講じていただきたい。

次に、集中豪雨道路浸水安全対策として、道路と水田との境界表示については、先ほども一例をして詳細に説明しました。必要な箇所にポストコーン設置とのことでしたが、水位、高さ的に問題ありませんか。よく検討されて設置のほどよろしく願いいたします。また、U型排水路の床版設置については、床版設置が必要な箇所を今後協議して進めていくとのこと、よろしく願いいたします。以上、答弁により再再問いたします。

小堀議長

矢野総務課長。

もう1点、町内各地区ごとの避難訓練の実施ということでございますが、各地区ごと各団体ごとで、防災講座、避難訓練を実施することにつきましては、防災知識の向上また啓発に非常に効果があるものと考えております。ただ各地区での避難訓練につきましては、現状では会場や人間的なこともありまして、各学校単位で行っております防災避難訓練とは内容を変えてまいらなければならないと思います。現状といたしましては、まず各学校単位での避難訓練の実施と今行っております各地区や団体に出向いての防災講座を中心に行ってまいりたいと思います。なお、防災講座の内容につきましては、御相談いただきましたら各地区や団体の実情にあった内容を検討させていただきます。申出をいただきましたら開催日や時間は、休日、夜間、また、昼間も問いません。防災講座、防災説明会を開催させていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。私のほうから以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

小堀議長

永濱茂樹君。

永濱議員

ただいまから再再問いたします。15日の敬老のつどいで石川町長は、本町においても要介護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め迅速に避難支援等を行うことが必要となります。避難支援体制の整備には、地域での協力は求められますが、皆様一人一人の災害への備えも忘れないようお願いしたいと言われました。そこで、先ほども申しましたように、要介護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるために近くで昼間、再度、各地区別の避難訓練の地区別住民説明会を行政のほうで計画、実施していただきたい。先ほども申しました那賀町議会は、豪雨被害の早期復旧を国に国土交通省・農林水産省等に訪問して要望書を提出。復旧工事の国補助率引上げなどの措置が受けられる局地激甚災害の指定を始め、県が管理する町内の那賀川を国管理として、抜本的な治水対策を行うことなど7項目を求めているとのことでありました。そこで要望として行政から町内の抜本的な治水対策の中に毎年豪雨被害されている箇所、住吉千鳥橋から北環状線の町道を県道に認定していただくように県に陳情していただきたい。

次に、昨今の新聞等でも報道されている水難事故、阿南市の那賀川で2人の小学生が亡くなり、神山町の鮎喰川でも昨日の新聞で三度、水死事故、わずか1か月で

3人もの犠牲者が出たと掲載されていました。水難注意の看板を石井町が設置したばかりとのことでしたが、続発していることの周知が足りないとも言われております。台風・豪雨災害に備え安全対策として、各家庭学校の周知はもとより、行政としても町の広報等にも掲載していただくようお願いして、管理者、担当課の答弁をいただき一般質問を終わります。以上です。

小堀議長 矢野総務課長。

矢野総務課長 ただいまの永濱議員さんの再再問で、防災講座各地区ごとでの開催ということでございますが、今までも防災講座説明会、御要望がありましたら出向いておりますが、各地区でできるだけ多く開催できますよう、今後また検討してまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

小堀議長 吉田建設課長。

吉田建設課長 永濱議員さんの再再問で、町道江ノ口新居須線の千鳥橋から北環状線との間を県道に認定していただくことについては、そういうことが可能かどうか県のほうに問い合わせをいたします。以上、答弁といたします。

小堀議長 森内教育次長。

森内教育次長 水難事故防止また台風・豪雨災害に備えての安全対策といったことで、再再問がございました。このことにつきましては、従来から幼稚園、学校を通じまして啓発を行っているところでございます。また、この度、阿南市での事故を受けまして、県教育委員会から水難事故防止に向けた安全指導の徹底について、通知も来ておりまして、再度学校との安全指導の徹底をお願いをいたしましたところでございます。今後も広報、啓発に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

小堀議長 次に、6番議員・西川良夫君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 西川良夫君。

西川議員 まず、消費者教育の充実についてでございます。近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが増加しております。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化し、複雑化している中で、子供や若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっております。本年6月に政府が閣議決定

した消費者白書によると、13年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で12年度を上回る結果となっております。消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が、前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、人口の伸びを大幅に上回るペースで増えているのが大きな要因と分析をしております。そのほか、未成年に関する相談件数が、2010年度以降、毎年度約2倍ペースで増加していることも問題となっております。最近では、子供が親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけているのが現状であります。こうした課題に対応するため、2012年に施行された消費者教育に関する法律で、市町村の努力義務とされている消費者教育の推進計画の策定で、消費生活条例等の制定に取り組む必要があるのではないのでしょうか。悪質商法や特殊詐欺の手口の巧妙化などにより被害が後を絶たない状況を踏まえ、平成24年12月消費者教育の推進に関する法律の後、翌年6月には同法第9条に基づき、平成29年度までを対象として、消費者教育に関する基本的な方向、推進内容等を示す消費者教育の推進に関する基本的な方針が定められました。徳島県では、既存の徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例に基づき、徳島県消費者基本計画を策定し、消費者教育を含む消費者行政の充実に努めていくとの方針であります。2013年の徳島県で発生した振り込め類似詐欺などの特殊詐欺の被害総額が、県内で約5億4,000万円と深刻な状況となっております。特殊詐欺の被害認知件数は39件。そのうち、振り込め類似詐欺は29件、被害額は約4億9,380万円で、身内を装うオレオレ詐欺や身に覚えのない金を請求される架空請求詐欺などの振り込め詐欺は10件、約4,620万円あります。特殊詐欺の件数は前年より9件減ったものの、被害総額は約3億3,100万円増加しております。県内の詐欺被害状況ではありますが、振り込め類似詐欺被害額は、2013年の2.7倍に増加、被害者の65歳以上が7割、被害者の8割が何らかの形で注意喚起を受けていたと回答しております。しかし、同時に自分がだまされるとは思っていなかったと回答しております。国税庁が捜査に入った、また、警察が来て大変なことになるなど振り込め類似詐欺では、公的機関の名称を出した脅し文句が使われる手口が増加しております。未公開株、社債、外国通貨、投資話などの投資詐欺も目立

っております。高齢者からの相談内容は、70歳以上では、508件のうち健康食品関係が122件で24パーセントを占め、突然見知らぬ業者から注文した覚えもないのに「以前に注文を受けた健康食品を発送する」といった電話がかかってきた。健康食品を送りつけられたらどうしたらよいかといった相談が多く寄せられております。高齢者からの相談件数について、消費者庁の平成25年度消費者白書と同様に65歳以上に注目すると、平成20年度からの4年間で、人口が6.1パーセント増加したのに対し、相談件数に占める65歳以上の割合は、56.9パーセント増となっております。なお、平成24年度の相談内容は、健康食品、金融商品や実体のないもうけ話、住宅の修繕等に関するものが多くなっています。この背景としては、全国都道府県中第7位の高齢化と過疎化の進行と相まって、身近に相談相手がない高齢単身者が増加して孤立化が進む中、悪質商法や振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺の被害に遭わないための知識や対処法が、十分に普及していないことが考えられます。

また、振り込め詐欺等においては、複数の者が公務員や弁護士等の役割を演じわけて信じさせる劇場型といわれる手口に代表されるように、非常に複雑・巧妙化しております。本県でも悪質商法、詐欺事件等の発生に今後ますます懸念される場所ではありますが、子供から高齢者まで多種多様の、あらゆる手口による詐欺等が横行している現実にとどのようにして住民の暮らしを守る対策を講じていくのか、その取組が求められているところでもあります。現在、教育の現場でも消費者教育が行われていると思いますがその現状をお尋ねします。

また、高齢者等地域住民に対してどのような対策を講じているのか、さらに住民の安全な安心した暮らしを守るために消費生活条例等の制定についても検討すべきだと思います。県の対策に準じて高齢者あるいは地域、また、小学校・中学校これらが連携して進めているという県の取組ではありますが、現在どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

続きまして、自治体アプリ開発についてでございます。ある調査によりますと、日常生活の中で行政から出される必要な情報については、福祉・健康・医療などに関する情報が66.6パーセントで最も高く、これにごみの収集などに関する生活環境情報56.0パーセント、税金・年金・健康保険などに関する情報54.4パーセントが5割以上で続いております。そのほか、町の施設などの活動や利用に關す

る情報 37.5パーセント、防災・防犯や交通安全などに関する情報 37.1パーセントが3割以上となっております。

また、日常生活における様々な情報の取得に際して最もよく利用する情報源は、レジャー・観光情報や商品・製品情報、娯楽情報といった自ら能動的に取得する情報については、インターネット利用者間ではインターネット利用がテレビ・ラジオや新聞・雑誌など既存媒体を上回る結果となっております。これは、情報検索におけるインターネットの情報量の多さと範囲の広さ、情報検索の容易さなどの長所が認められつつあることを示しており、つまり、必要と思う情報の取得に関してはインターネット利用が一番多い結果となっております。総務省の発表では、インターネット利用者数はパソコン・スマートフォン等で、平成24年度末9,652万人。人口比79.5パーセントとなっており、特に近年、暮らしに役立つ生活情報やコミュニティづくりの必須アイテムとして、子供から高齢者までスマートフォンの活用が増加傾向にあります。これに伴い各地方自治体などでは、直面する課題の解決に貢献し、地域住民にとって役立つスマートフォン用のアプリ、またはWebアプリを開発しております。主に地域情報・観光・防災・健康・福祉等、地域の活性化や安全安心に資するものとして、便利な情報を住民及び観光で来る人などに提供しております。例えば東京杉並区では、今年1月6日から、ごみ出しマナー向上のため、同区のキャラクターなみすけを活用したスマートフォン向けアプリ「なみすけのごみ出し達人」を無料配信しております。このアプリは、区内に住む若者の要望を受け開発したもので、ごみ出し日お知らせ機能やごみの日カレンダー、捨てたいごみを検索すると分別方法が分かるごみ分別辞典などの機能があり、このごみ出しに関するアプリは今多くの自治体で開発をされております。これ以外にも、アプリを活用した住民向けの行政サービスや観光誘致など、様々なアプリが開発されています。一部を紹介しますと防災アプリケーションの無料配信、作成している既存の防災マップなどの情報、地図情報と文字情報を事前にダウンロードし、災害時の電話回線などの乱れや通信状態に関係なく、避難場所や避難行動情報を確認することができます。

また、観光案内システム「京たなべ」これは一人で初めて来訪した外国人の方でも迷わず、安心してまち歩きができるをテーマにしたパンフレットではできなかったスマートフォンで、活用できる観光案内ツールを開発しました。また、楽しさと

安心を持ち歩く「スマイル松山ハイク&安心ナビ」愛媛県・松山市では、総務省の平成24年度補正予算ICT街づくり推進事業スマイル松山プロジェクトの観光・防災ICT事業で開発したスマートフォンアプリ「スマイル松山ハイク&安心ナビ」を開発しました。このアプリは、位置情報と連動した観光情報の表示や、俳句の作成・投句・閲覧機能を持つスマートフォンアプリです。また、災害時には避難支援や安否確認を行える防災支援アプリとしても機能しております。スマホアプリ「新居浜いんふお」愛媛県・新居浜市では、平成25年9月1日から、スマートフォン用のオリジナル無料アプリ「新居浜いんふお」を提供し、行政情報をスマートフォンで配信しております。行政からのお知らせ、緊急情報、災害情報、休日夜間診療、イベント、ごみカレンダー、防犯情報、火災情報、避難場所、ナビ機能が付いております。お天気カメラ、交通情報、また、アンケートも行えるようになっており非常に便利なツールとなっております。

また、スマートフォン向け防災アプリを無償提供する自治体が相次いでおります。南海トラフ巨大地震などが起きたとき、今いる場所の津波の高さ、最寄りの避難場所の確認、通学や散歩など普段の暮らしの中で、スマホ片手にチェックができ、幅広い世代に防災を心がけてもらうことができます。一部紹介しましたが、行政からの情報サービスも大きく変化しつつあり、ネット社会が日常生活に定着し、便利さと効率を求める生き方に、行政からの情報サービスのあり方も、柔軟に対応する必要がありますのではないのでしょうか。答弁をいただき再問をします。

小堀議長 森内教育次長。

森内教育次長 西川議員さんの御質問のうち学校での消費者教育の現状について、お答えをいたします。

小中学校におきましては、学習指導要領において、家庭科や社会科の公民の教科の中に、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育に関する内容が含まれております。具体的には、小学校では、物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えること、自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方などの工夫について学習しており、中学校では、流通の働きや国民の生活と国の役割のほか、消費生活に関心を持つこと、消費者の基本的な権利と責任、消費生活が環境に与える影響や環境に配慮した消費生活について学習をいたしております。

西川議員さんの御質問にもありましたが、平成24年12月に、消費者教育の推

進に関する法律が施行され、これに基づき国においては、平成25年6月に消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めており、徳島県では、本年3月に徳島県消費者教育推進計画を策定しております。この中では、学校における消費者教育として、物や金銭の計画的な使い方や情報収集・選択能力の育成、情報モラル教育など、金銭教育を通じた自制心の育成やネット関連トラブルに関する教育等の実施を挙げています。

本町の学校教育におきましても、こうした方針を踏まえて、先に申し上げました内容のほか、小学校では、主に6年生を中心に、県の消費者情報センターや携帯電話事業者から講師を招き、インターネットや携帯電話の利用によるトラブルの回避や情報モラル、マナーについて学んでおり、このほか、板野警察署や薬剤師などに協力をいただき、薬物乱用防止教室を実施しております。

また、中学校におきましても同様に、携帯電話安全教室や薬物乱用防止教室を行っており、無料通信アプリによるトラブルや、薬物に対する正しい知識と乱用の恐ろしさについて、指導を行っております。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長

それでは西川議員さんの御質問のうち消費者教育の充実の中での一般住民の方への消費者教育についてと、消費生活条例等の制定について御答弁をさせていただきます。

まず、住民の方への消費者教育としましては、消費者教育・啓発などの活動を行う基幹組織として町消費者協会があり、会員が地域において、教育や啓発そして見守りといった活動の主体的な担い手として活動をいただいております。消費者被害のおそれのある場合は、県消費者情報センターが、迅速な対応をしていただけますので、同センターの紹介や役場窓口への連絡をお願いしております。さらに研修の場を設けた上で、高齢の消費者被害の防止対策として民生委員さんにも高齢者の見守りをお願いしております。町としましては、広報等により消費者被害の防止対策を行いますので、御理解をお願いいたします。

また、消費生活条例につきましては、都道府県・政令指定都市レベルでは、消費生活条例が制定されており、消費者基本法の趣旨を踏まえて条例を改正している自治体もあります。しかし、市町村レベルでは、政令指定都市を除くと条例の制定が進んでいない状況にあります。県内においても、制定された市町村はない状況にあ

りますので、県の指示を仰ぎながら検討していきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長

西川議員さんの御質問のうち自治体アプリ開発について御答弁をさせていただきます。

民間調査会社の集計によりますと、2014年3月末の携帯電話契約件数は、1億4,413万件で、うちスマートフォンは、5,734万件となっています。また、2019年3月末のスマートフォンの契約件数は、1億300万件になると見込んでいます。スマートフォンなどの携帯通信機器は、電話やメールはもとより買い物での決済やカメラ機能、インターネット利用とともに、議員より御質問にありました様々なアプリをダウンロードしての利用など、日常生活にはなくてはならないものになってきています。自治体や公的機関が提供するスマートフォンアプリも最近、増えています。内容としては、議員からの御質問の中で御紹介がありましたごみ分別のアプリや観光地の情報提供、住民を対象とした公共施設の情報検索や施設までのルート案内アプリなどが代表的なものでありますが、今後も様々な内容のものが提供されるものと思われます。このようなアプリの提供は、これまで自治体等が住民の皆さんにパンフレットなどを作成してお知らせしてきた内容を、分かりやすく、いつでも、どこでも利用できるようにしたものであり、情報提供手段として大変有効な方法であると考えております。藍住町では、今年3月に町ホームページをリニューアルし、携帯電話やスマートフォンからの利用を可能にするとともに、様々な操作機能の向上を図ってまいりました。

また、8月の台風襲来時には、町危機管理室からの要請により、初めての試みとして、警戒本部の町内巡視での確認状況や消防団から寄せられた冠水や注意を要する場所を町内地図に示し、これを適宜、町ホームページに表示させ、住民の皆さんの参考としていただけるよう情報提供を行いました。今後も、町ホームページを最大限活用して、住民の皆さんへのタイムリーな情報提供に努めるとともに、町ホームページよりも、アプリの提供がより有効なものについては、該当業務担当課とともに、検討を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

西川良夫君。

西川議員

それでは答弁に対する再問を行います。

消費者教育についての答弁であります。各学校においてはそれぞれ授業時間にとっているということでございます。それから一般地域あるいは高齢者を対象とした消費者教育についても、やはりいろいろな会合を通じて、例えば昨日の敬老の日でありますけれども、どこだかちょっと忘れましたが、警察から出張して出前の寸劇をやっておりました。ああいうような形でいろいろな機会を通じて啓発運動を進めていくようにしなければ、ますますこれからの高齢者の孤立化が進んでいる現状でそういう被害に遭わないということもないと思いますので、そういう取組が必要かと思えます。それから条例について今、答弁がありました。町村ではないということでもありますけれども、ちょっと紹介しますと別海町消費生活モニター設置条例、甘楽町消費生活センター設置条例、玉村町消費生活センター条例、斜里町くらしの安全条例、壬生町消費生活センター条例、那須町消費生活センター設置要綱、音更町消費生活センター条例等が町でも人口1万人少々のところでも設置されているところがあります。これは設置されているからとか例があるとかないとかではなしに、どのようにして住民を守るかということはやっぱり基本に考えて、例がなければしてはいけないということはありませんので、そのように国がわざわざ法律まで作って進めているわけですからしっかりと町民を守るためにどうしたらいいかということを中心に考えて進めるべきではないかと思えます。

暮らしの安全・安心を確立するためには、やっぱり全ての県民が、消費者として合理的な意思決定を行い、危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処できる能力を身につけられることを目指して、消費者教育を充実していく必要があります。そのためには、高齢者の消費者被害の増加、若年層の消費者力の不足といった重点課題に対し、基本計画に掲げる方向性を踏まえつつ、関係機関・団体とくらしのサポーターや民生委員を始めとする消費・福祉分野の地域人材が連携を強化し、県民総ぐるみで取組を牽引していかなければなりません。このように県のほうでは訴えております。さらに高齢者等の消費者被害の防止について高齢者については、認知症により判断力が低下するなど消費者被害に遭うリスクが高まることも考えられることから地域の見守り体制を強化する中で、高齢者の特性や高齢者が遭いやすいトラブル実態に即し、被害の未然防止に主眼を置いた消費者教育が必要です。

幼少期からの消費者教育については、生きる力を培う幼少期から青年期を中心に、契約を始めとする金銭・金融教育、情報モラル教育、トラブル回避の仕方等、各成

長段階に応じた消費者教育を着実に進めることが重要であります。

広域被害の防止、悪質業者の活動の広域化の懸念に対し、悪質商法の手口に関する注意喚起や情報提供を適時適切に行うとともに、消費者においては、それらの情報を確実に受け止め、生活にしっかりと生かされるよう、消費者教育を進める上での配慮が必要でこのように説明をしております。

近年、藍住町でも、私のところにも相談がありました。悪質業者による相談であります。複数件ありました。住宅のリフォーム等については、巧みな営業で高額な費用を請求され、素人にも劣るようなお粗末な工事で、クレームを訴えても全く応じないなど、正に詐欺同然の悪質業者が押し寄せております。被害の拡大を防ぎ地元業者を守るためにも条例の制定は必要であります。この条例によって指導監督を行うことができるわけですから、是非この条例を制定すべきだと思います。

また、高齢者からは県外から不審電話があったが、家族にも絶対に話すなと言われていた。どうしたらいいかわからないなどの相談があり、板野警察に来てもらって説得をしてもらいましたが、数日間は警察官の言うことを信用しておりませんでした。このように高齢になると、突然の出来事に対して思考能力が停止し、正常な判断ができなくなり詐欺師の言葉巧みな誘導に引き込まれて抜け出せなくなると言われ、何の障がいもなく普通に生活をしてしっかりしている人でもだまされるのが現実だと実感をしました。国では、被害の増加と深刻化を受け、先の通常国会で「改正消費者安全法」が成立しました。自治体ごとの被害防止対策の強化が目的で、特に、高齢者を地域で見守る体制の構築を大きな柱としております。被害の背景には、高齢者の社会的な孤立、判断力の低下などの問題があることから、自治体や警察、病院、民間ボランティアで構成する地域協議会を各自治体に設置することとし、このほか、都道府県、市町村の消費生活相談体制の強化なども盛り込まれております。本町でも同法の成立に伴い、地域協議会・消費生活相談体制など住民の暮らしの安全を守る体制の強化が求められております。その他、教育現場等も含めて、専門の講師などによる定期的な講座の開催など多角的な啓発運動により、住民の危機管理意識の向上に努めるべきではないでしょうか。積極的な取組に対する積極的な答弁を期待をしております。

アプリ開発については、大変有効だという話であります。これはやはり時代の流れといいますか、時代に沿った一つの取組として積極的に進めていくべきだと思います。

ます。総務省の話ではスマートフォンを活用した公共サービス向上とICT人材育成事業から進めております。総務省が紹介している例で、特に力を入れているのはGPS機能を活用した防災情報です。避難場所への道順やお天気カメラのポイントで防災用の河川水位のカメラ映像を入れることにより住民が水位を見ることで、危険度がどの程度か分かるようになるなどの活用があります。その他、行政情報の配信では、ホームページとケーブルテレビの連動でデータ放送などケーブルテレビに加入していない人に対しても住民が必要としている情報を限定し、スマートフォン向けに提供されていることです。総務省では、ICTふるさと元気事業を平成22年に開始しました。地域の安心・安全を提供する公共サービスの維持向上を実現するため地域情報プラットフォームを基盤にした携帯端末・スマートフォンを活用したサービスアプリケーション開発とその開発の人材を育成し、ICT分野の新ビジネス創出と新規雇用を創出することで、公共サービスの支援や自治体費用負担の軽減を目的としたスマートフォンを活用した公共サービス向上とICT人材育成事業を推進しております。具体的には、IT業者の協力を得て意欲のある学生、一般社会人を対象に一定期間研修を行い地域独自のアプリ開発などで人材育成を目標としております。アプリ開発は、アイデア次第で幅広い分野で展開することができます。携帯性に優れているため外出先でも利用しやすい。インターネット接続機能によりリアルタイムな情報を提供することができる。GPSの位置情報、写真データ、地図情報を利用して、市民や観光客に有効なサービスを提供できる。利用者が操作しなくても必要な情報をアプリの提供者から配信することができる。インターネットがつながらない場所でも動作するなどであります。急速に進化する携帯電話、子供から高齢者まで生活の必需品として四六時中手元になれば落ち着かないと言われるほどなくてはならない存在となっております。町の必要な情報も携帯電話から得る時代になりました。意外と見られていないと言われる広報誌、紙媒体からネット社会を反映した行政情報の多様化も急速に進展しております。住民に対して必要な情報をどのようにして伝えていくのか、特に町政の担い手となる青年層の期待に答えられるような取組も必要です。子育て世代の応援、健康、防災、介護など子供から若者、高齢者まで幅広く見てもらえる、読んでもらえる町の情報、これがこれからの町づくりのキーワードであります。積極的な取組が推進できるようなそういうことに迫られていると思いますが、答弁を聞きまして質問を終わります。

小堀議長

森内教育次長。

森内教育次長

消費者教育に関係しまして、専門的な講師の活用といったことをございます。学校におきましては、先ほども申し上げましたように県の消費者情報センター、また、携帯電話事業者からの講師を招いて教育を実施しているところをございます。なお、今後、本年度の予定としまして、県の出前授業といったものをございまして、これを東小学校が活用しまして、6年生の児童と保護者を対象に、県消費者情報センターの講師によりまして、インターネットやスマートフォンを利用したオンラインゲームの危険性等について出前授業を予定をいたしております。今後も、ネット被害の防止等消費者教育の充実に努めてまいりたいと思ひます。

小堀議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長

それでは西川議員さんの再問に答弁をさせていただきます。議員さんがおっしゃられたとおり私も県消費者情報センターとは情報交換しておりまして、高齢者に対します非常に重大な消費者被害ということはお聞きしております。それで今、特に高齢者の方の消費者被害を防止していくということが非常に急務かなと考えております。それであらゆる場にとということをございますけれども、引き続きまして民生委員さんにつきましては、高齢者の見守りをお願いしたいと思っておりますし、町の高齢者担当の包括支援センターとは高齢者との接触も多くありますので、まずは被害に遭う前に気づいてあげることが大切でないかなと思っておりますので、周りの見回り活動ということをあらゆる機会を通じてお願いしてまいりたいと思っております。それから消費生活条例の制定につきましてでございますけれども県内におきましては、制定された市町村はないという状況にあります。それで県のほうからもいろいろ情報もいただきながら連携をして、今後設置につきましては検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長

西川議員さんの再問のうち自治体アプリ開発について答弁をさせていただきます。今日では、ソーシャル・ネットワーク・サービスを利用して様々な情報交換、提供が行われています。首相官邸もLINE、Facebook、Twitterなどを利用した情報発信を行っています。本町の経

済産業課においても F a c e b o o k を利用して情報発信を行っていますが、町からの情報発信については、住民の皆さんにとって利用しやすい、馴染みやすい、分かりやすい方法を駆使して行っていく必要があります、ソーシャルネットワークの利用は、大変有効な方法と考えております。今後も、町独自のアプリの作成を含め様々な情報発信手段について、検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長 いろいろですか。

〔西川議員、うなずく〕

小堀議長 次に、9番議員・小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 小川幸英君。

小川議員 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

8月2日から台風12号の影響で、県内は記録的大雨が降り被害が出ました。また、8月10日朝上陸した台風11号は、県内の広い範囲に浸水被害をもたらしました。この台風11号、12号による被害状況について伺います。町内の被害状況については前段の永濱議員の質問に対して答弁がありましたが、通行止め106か所、床下浸水11軒とのことですが、その中にもありましたが、江ノ口新居須線千鳥橋からミニストップ間の道路については、特にコーナン裏出口周辺は冠水が1メートル近くありました。この道路は平成16年の台風により浸水し通行不能になりました。そのために平成18年度に45センチほどかさ上げ工事を実施しましたが、その後の台風や大雨のたびに冠水し通行止めとなっております。この道路は北環状線に抜ける道路として通行量も多く重要な通勤道路となっております。今回の台風11号の大雨においても1日中通行不能になりました。この江ノ口新居須線コーナン東側の道路については、再度かさ上げが必要と思うがいかがですか伺っておきます。

また、この台風11号によって千鳥橋北側の県道徳島環状線吉成に向かう道路においても住吉団地入口まで冠水しました。同じくシミズ精工に向かう道路も、ゆめタウン出入口信号付近で冠水し通行止めとなり、市内に向かう車はUターンして勝瑞のほうに向かったとのことですが、この道路は県道のため早急に県に要望し、対

策すべきと思うがいかがですか。また、千鳥橋南側のゆめタウンに向かう正法寺川沿いの町の管理道路についてもひざ近くまで冠水し、周辺の団地は1日中孤立し外に出れませんでした。先ほどの前段議員の答弁の中で、床下浸水が6軒との報告がありました。また北側の団地も6軒ぐらいありますが、道路が冠水して出入りができなかったということです。この二つの管理道路についても早急な対策が必要と思うがどうでしょうか。

次に、自主防災組織の現状と対策、また組織率向上について伺います。9月2日の徳島新聞によると県内の自主防災組織の組織率は92.8パーセントに上がったことが県のまとめで分かった。徳島市、鳴門市、吉野川市等が100パーセントの組織率であるが、本町は神山町の44.1パーセント、佐那河内村の67.5パーセントに次ぎ68.6パーセントと県下で3番目の低さである。本町の担当者は、所帯の出入りが激しいことや新興住宅地などで自治会の加入が減っていることもあって取りまとめるのは容易ではないと答えております。言い換えれば対策ができていないことを県下に示していると思われるが、6月の議会においても自主防災組織を高める施策として、自治会活動補助金、自主防災組織活性化交付金、自主防災組織結成促進交付金などの支援策を設け、制度の周知と自主防災組織の重要性を地域の方々や自治会へ呼びかけていくとのことで、前段議員の答弁の中にも地区や団体に要望があれば出かけていくとのことでしたが、これは昨年度、何件要望があつて、どのように取り組んできたか伺っておきます。

次に、町独自の液状化ハザードマップを作成し、町民への情報提供と対策について伺います。県の防災マップや防災専門家によると本町は津波被害よりも液状化被害が指摘されているが、県の防災マップだけでなく町独自の液状化ハザードマップを早急に作成し、町民への情報提供と対策を講じることが重要と思うがどうでしょうか。

次に、福祉避難所の確保について伺います。体の不自由な人たちが避難する福祉避難所の確保はできているか。また、町民に対してどのように周知しているか伺っておきます。

次に、災害時の学校防災について伺います。東日本大震災から3年がたち東南海、南海地震対策や町民参加の防災訓練を各小中学校や避難所で行っておりますが、一方学校においては、地震が起こった場合マニュアルを作成しているか。また、避難

訓練はどのように行っているか。その中で問題点はないか。防災のため保護者や地域住民との連携はできているか。学校が避難所となっているが、開設運営方法はどのようなになっているか。児童の安全確認、引渡し、安否確認方法はできているか伺っておきます。

次に、高齢者対策について伺います。県内で近年肺炎による死亡が増えております。かつて3大死因とされた、がん、心臓病、脳卒中だが、近年は脳卒中に代わって肺炎の死因が3位となっております。県内では2009年に肺炎による死亡率が脳卒中を上回りその後も上昇傾向にあります。厚生労働省によると肺炎による死者のうち65歳以上が96パーセントを占めております。こうした状況を踏まえ厚生労働省は10月1日から高齢者の肺炎球菌ワクチンを予防接種法に基づく定期予防接種に加えることを定めた。これは強制ではなく希望者のみで65歳の人と、心臓、肝臓、呼吸器機能などに障がいのある60歳以上の人を対象としているが、予防接種費6,000円から8,000円程度と言われているが、県内では既に2市5町が独自の助成制度を設けていると聞きます。本町としてどう対応していくか。

次に、インフルエンザ予防接種の公費助成について伺います。高齢者が発症すると重症化の可能性が高いと言われております。インフルエンザの予防接種の公費助成をもう少し増やしてほしいとの声が多いが、増やしてはどうか伺っておきます。

次に、商工業振興について伺います。大型店対策と商工業振興のために5年間進めてきたプレミアム商品券事業。これは目的として地域生活者の消費喚起と生活支援、地元商店のやる気を喚起、地元商店の購買率を高めるため販売促進策を支援するための事業で、今年度、地元商店も努力して店舗規模別換金状況は、小売店が41.7パーセントとなり、前年度と比較し11.5パーセント向上しました。地元商店の購買率を高める販売促進策支援の効果があり、当初の目的を大きく上昇しました。また、換金金額1,000万円以上の地元店が6店舗、300万円以上が16店舗となりプレミアム商品券を販売促進に活用する事業者が増加しました。このプレミアム商品券事業は消費創出効果、消費行動等の誘導により地域経済の活性化に効果があり、町民も今後も続けてほしいとの声もありますが、今年で打ち切ることですが、商工会から要望があった場合、町としてどう対応するのか伺っておきます。

次に、町が取り扱っている徳島県中小企業向け融資制度の利子補給について伺い

ます。長引く不況や大手企業の出店により町内商工業者は大打撃を受け廃業に追い込まれる業者が増えているが、このような商工業者に対し、町独自の積極的な対策をしてほしいとの声が多い。その一つとして中小企業向け融資制度マル経融資、これは小規模業者経営改善資金を対象としており、商工会の会員で商工会を通じて斡旋しており、融資の上限が1,500万円で無担保無保証、商工会の審査委員会推薦のある者しか契約できない制度ですが、県下において多くの町村がこの利子補給をしており板野郡においても松茂町、北島町が利子補給をしております。この件について23年の12月議会でも質問しましたが、町長は今後の検討課題とするとのことでしたが、どうなったか伺っておきます。

最後に、発達障がい者支援について伺います。町内で支援を必要とする子供の人数は何人いますか。また、保険、福祉、医療、教育、就労の連携による支援対策はできているか伺います。また、発達障がいで読むことが困難な児童生徒のためにデイジー教科書を普及する必要性についてですが、デイジーとは視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人のために開発維持をしている国際標準規格のことで、専用のソフトウェアを使いパソコン画面上で、本を再生あるいは作成する技術のことです。平成20年9月に障がいのある児童生徒のため教科書用特定図書等の普及の促進等に関する法律、教科書バリアフリー法が施行されました。このことでデイジー教科書の普及が高まっています。本町に導入することはできないか伺います。答弁により再問いたします。

小堀議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

小川議員さんの江ノ口新居須線千鳥橋からミニストップとの間の周辺対策についてということで、御答弁させていただきます。先月の台風11号による影響で、コーナン東側の町道江ノ口新居須線が冠水し、通行止めの状態が長時間続きまして、多くの方々に御迷惑をおかけいたしました。これは、台風11号に先立つ一週間前の台風12号の影響で、池田ダムの放流量が毎秒5,000トンから7,000トンの状態が12時間以上続き、吉野川本流の水位が上昇したため排水ポンプの能力が間に合わず、正法寺川が満水状態となり、正法寺川右岸町道、それからゆめタウン東側の町道、すみよし団地南側の県道徳島環状線とともに冠水したものと考えられます。以前からも国土交通省及び徳島県に対して、前川を含めて排水機場の能力アップ、排水ポンプの基数の増を要望しておりま

すが、今後とも強く要望をしまいたいと考えております。

また、江ノ口新居須線のかさ上げについて御質問がありました。ここはおっしゃったとおり平成16年の台風23号で同じように冠水し、平成18年に現在の高さにかさ上げを行っております。その時と同様にかさ上げをした場合の周辺道路及び宅地等への影響を考えると広範囲に及ぶものと思われまますので、現在のところは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長 それでは、私のほうから防災関係につきまして御答弁させていただきます。

まず、1点目の自主防災組織の現状と組織率向上についてでございます。先ほども小川議員さんのほうからも御質問の中でお話ございましたが、徳島新聞の報道されましたとおり、本町の自主防災組織の組織率、現在92組織でありまして、組織率で言いますと68.6パーセントとなっております。

また、各組織の活動実態の把握につきましては十分にできておりませんが、活発に活動している組織につきましては、補助金の申請状況などからおおむね1割程度であると認識をいたしております。ただ、本町の場合、住民の転出、転入が多く、自主防災組織の基礎となる地域コミュニティの活性化が大きな課題となっております。町全体では人口が増加しているにも関わらず、自治会数は現在のところ減少の傾向にあります。少子高齢化が進む中で、地域全体で支え合う必要性が出てきておりますが、地域コミュニティが活性しなければ今後、福祉や防犯等、様々な面で支障が出ることも考えられます。この最もの課題の解決が自主防災組織活性化への近道ではないかと考えております。大規模災害におきましては、共助の基本である自主防災組織の役割は非常に大きく、昨年度から「防災あいずみ」による啓発活動や防災講座、また、休日相談の実施など、活性化対策に取り組んでいるところでございます。このほか、既存自主防災組織の活性化と実態把握を行うため、本年2月に自主防災組織活性化交付金を新たに創設しており、現在のところ、5つの組織から活動計画や組織員名簿の提出がございます。さらに本年、これは4月以降でございますが、新規組織の結成促進ということで御相談がございまして、自主防災組織結成促進交付金を創設しておりますが、こちらのほうに1件申請が出てきております。新たな自主防災組織を結成していただけるということでございます。しかしながら

組織率や活動状況は十分でございません。自治会を始めとする各地域の方々に防災啓発や地域での助け合い、自助・共助、また、地域コミュニティの重要性を訴えていき、自主防災組織結成、また、組織の活性化を図ってまいりたいと思います。なお、参考でございますが、昨年度防災講座につきましては、各地区協全て回っておりますのと各自治会、団体等で四、五箇所開催をいたしておったと確か思います。休日相談につきましては、これは今年になりましてでございますが、1か所出向いで自主防災組織等のことにつきまして、御相談で出向いております。

続きまして、町独自の液状化ハザードマップの作成、また、町民への情報提供ということでございますが、本町におけます液状化危険度の公表につきましては、本年4月末から5月にかけて住民の皆さんに配布いたしました総合ハザードマップの中の地震・津波ハザードマップという地図を付けておりますが、その中で徳島県東部地域としてのその液状化マップを掲載をいたしております。

また、これにつきましては町のホームページにも掲載をいたしております。これにつきましては、県が南海トラフ巨大地震被害想定これ第1次群でございますが、この被害想定で公表したものを基に作成をいたしており、本町においては、町全域のほとんどが液状化危険度が極めて高いと想定をされております。

また、新たな液状化ハザードマップの作成につきましては、県が作成した液状化危険度マップが平均的な地盤データを基に、250メートルメッシュで作成されており、同じデータの使用となるため、新たに作成しても内容はさほど変わらないものと考えております。液状化の発生箇所はピンポイントでの予想が難しいため、住民の皆さんには町内全域において液状化の可能性が高いということを十分に認識していただき、町が実施している補助制度を活用しながら住宅の耐震化や家具の固定などに取り組んでいただきたいと思います。これらのことにつきましては、住民の皆さんにも今後も周知をしてまいりたいと思います。

また、住宅地や道路などに対する液状化対策について、基礎の改良とともに地盤や土壌の改良、地中壁や建物等構造物への基礎杭の設置、地下水位を下げるための地下水くみ上げなど、様々な工法案や事例案がありますが大規模な工事となり、多くの費用負担が発生するため、十分に組み合わせていないのが現状でございます。今後、専門家等と相談しながら効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、福祉避難所の確保につきましてはでございますが、大規模災害時にお

けます要援護者の避難所の確保につきましては、重要な問題であると認識をいたしております。しかしながら現在のところ、福祉避難所は身体障がい者向け施設1か所のみ指定となっております。この福祉避難所の確保につきましては、身体障がいのほか、在宅要介護高齢者、精神障がい者、知的障がい者などについて、それぞれの避難施設が必要であると考えております。このうち、在宅要介護高齢者の避難施設につきましては、民間の老人福祉施設との協定により確保したいと考えております。10月号の「防災あいずみ」を発行予定といたしておりますが、こちらのほうで民間施設の募集もしたいと考えております。また、知的障がい者、精神障がい者の方につきましては、現在、建設計画を進めております文化ホール等の施設にその機能を持たせたいと考えており、建設担当課と調整を進めているところでございます。以上が福祉避難所についての基本であります。福祉避難所の確保に努めてまいりたいと考えております。なお、現在1か所の福祉避難所につきましては、各小中学校等主に認定避難所といたしておりますが、そちらと併せまして総合ハザードマップのほうにも掲載をいたしておるところでございます。

続きまして、災害時の学校防災についての御質問のうち避難所開設、運営方法、誰が行うかという御質問でございますが、災害時における避難所の開設及び運営はこれは町が実施をすることといたしております。休日や夜間に震度5弱以上の地震が発生した場合に備えて、各小中学校近辺の職員を避難所開設要員として、あらかじめ定めております。なお、職員は自動招集としておりますので、地震発生後、すぐに指定の避難所に集合し、自動解錠鍵ボックスに入っております鍵で避難所を開設するようにしております。

また、台風や開庁時間内に震度5弱以上の地震が発生した場合も地域防災計画に定めた職員が、避難所の運営及び開設をするようにいたしております。なお、学校の避難所を開設、運営する場合につきましては、施設管理者が学校でございます。各学校の教職員の先生と協力しながら開設、運営を諮ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

森内教育次長。

森内教育次長

学校防災に関しましての御質問にお答えをいたします。初めに、学校防災マニュアルにつきましては、町内全ての学校で策定をされており、この中では、災害等の発生時における職員の防災体制と役割分担や緊急

連絡体制のほか、発生時が授業中の場合や、教師と児童が離れている場合、また、校外学習中の場合などのケースに応じた対応方法や、保護者への連絡と引渡し、また、学校が避難所となった場合の対応や授業再開に向けた対応方法などを定めております。また、火災時の避難経路や、地震の際の一時避難経路、津波が発生した場合の二次避難経路を定めており、それぞれを想定した避難訓練を実施しております。

次に、避難訓練の実施状況についてでございますが、幼稚園では、地震・火災避難訓練や不審者対応の避難訓練を毎月実施しており、小学校との合同による地震・津波避難訓練も年一、二回実施をいたしております。小学校における現在までの実施状況は、本年度7月2日に東小学校、9月2日に南小学校、9月3日に北小学校、9月8日に西小学校が実施をいたしております。その内容は、例えば東小学校では、緊急地震速報の訓練用チャイム音の後、身を守る行動をとり、その後、運動場へ避難。運動場で東幼稚園児と合流し、津波に備えて校舎の2階以上に避難。その際、5・6年生の児童は園児を誘導して安全に避難できるように訓練をしております。また、休み時間に地震が発生したと想定して訓練を行った学校もあります。中学校でも同様に、5月2日に藍住中学校、7月4日に東中学校が実施をいたしております。

次に、保護者や地域住民との連携につきましては、南小学校では、昨年12月に、台風・大雨等の非常時を想定し、教職員が引率して集団で下校、また保護者の迎えによる引渡しの訓練を実施しており、約30名の保護者に協力をいただいております。また、6月8日に行われた町の防災訓練において、教職員の半数以上が参加して炊き出し訓練を行っており、東小学校でも11月9日に予定されている町の防災訓練で、学校と地域が連携して取り組めるよう、検討を行っております。また、西小学校ではPTAの主催で、この夏休みに炊き出し訓練を実施し、児童・保護者・教職員合わせて約30人が参加をいたしております。このほか、学校だよりや学校ホームページ、学年だより等を活用し、防災教育や防災訓練の状況を周知するようにはいたしております。

また、総務課が行っているものではありませんが、小学生を対象に、親子で考えてもらう夏休みの自由研究として、「わが家の防災対策」、「防災マップの作成」、「防災用品の作成」、「災害に関する研究」などをテーマに作品を募集をいたしております。

次に、災害時における児童生徒の安否確認の方法につきましては、通信回線の利用が可能な場合は、メールの一斉配信・返信システムの利用や、電話による確認を行うことができますが、大規模災害の発生直後には、これらを利用できないことが想定されますので、通信回線が復旧次第にこれらを活用することになります。しかし、復旧が長引く場合には、学級担任や学年団が手分けをして自宅や避難場所を訪問し確認をすることになります。また、児童生徒の引渡し方法につきましては、保護者への引渡しカードを作成しており、災害時に児童生徒を安全・確実に保護者等へ引き渡すことができるよう、事前に必要な事項を保護者に記入してもらい、学校・保護者の双方で保管するようにしております。その記載内容は、被災したときに児童を誰に引き渡すか、幼小中学校に在籍する兄弟姉妹の学年と氏名、家族が不在の場合に誰に引き渡すか、住んでいる地域の避難場所などを記載をしております。児童生徒が在校時間中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校でまず待機させ、保護者に周囲の安全を確認した上で迎えに来てもらい、引渡しカードを活用して保護者等に安全・確実に引渡しをすることといたしております。

続きまして、順番が飛びますけれども、発達障がい者支援に関する御質問のうち、町内で支援を必要とする子供の人数についてでございますが、まず、福祉課からの資料によりますと、総数については把握はしておりませんが、8月末現在の総合支援法による障がい者福祉サービスの受給者数を申し上げますと、就学前の児童発達支援を受けている総数は48人であり、小学生から18歳までの放課後等デイサービス等の受給者は85人となっています。また、この人数とは重複する部分もございしますが、町内の小中学校において特別支援学級に在籍する児童生徒の人数は、9月1日現在で、小学校が68人、中学校が29人で、合計97人となっています。このほか、現在幼稚園において支援を要する園児の人数は、40人となっております。

次に、保健、福祉、医療、教育、就労の連携による支援対策についてでございますが、教育委員会では、これらの関係部局や特別支援学校、療育機関等の関係者と連携しながら、障がいのある幼児や児童生徒に対する教育支援体制の整備を促進することを目的として、藍住町特別支援地域連携協議会を設置しており、毎年定期的に会をもって、保育所、幼稚園、小中学校における総合的な支援体制の整備、関係機関等との連携が必要な個別ケースについての検討などを行っております。昨年度

は、全体研修会を2回開催し、それぞれの分野での問題点を洗い出し、共有をしております。回を重ねるごとに委員から活発な意見をいただき、それを生かしつつ特別支援教育の充実に努めているところでございます。

また、このほかに、町学校教育研究会の特別支援教育研究部会との合同研修、各小学校区においての情報交換会、各学校に配置されている特別支援教育支援員に対する研修会、就学指導の充実のための研修会などを開催し、特別支援教育についての理解促進にも努めております。

また、学校教育研究会特別支援教育研究部会におきましては、先生方が毎年夏休み期間を利用して町内の障がい者就労施設の見学や作業体験などを実施しており、子供たちの就労に向けての参考といたしております。

続きまして、発達障がいなどで読むことが困難な児童生徒の学習支援のためのデイジー教科書の利用についてでございますが、デイジー教科書につきましては先ほどお話しがございましたようにデジタル化した教科書の内容を、読みが苦手な児童生徒向けにパソコンで再生するデジタル教科書でございます。パソコン上で文章と読み上げ音声と同時に再生され、読み上げられる部分は強調して表示されるというもので、日本障害者リハビリテーション協会がインターネットを通じて無償で配信を行っております。町内各学校の特別支援学級において、デイジー教科書を活用しておりますのは、現在のところ藍住中学校が利用しておりますが、各学校とも、児童生徒の実態に合わせて、デジタル教材や「ゆっくり学ぶ国語・算数」といった教科書のほか、指先を使うゲームや分かりやすい時計、数の表、絵カード、ひらがなカード、漢字カードなど、本人にあった分かりやすい教材を工夫して活用しております。デイジー教科書の活用につきましては、それぞれの実態に応じて活用を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

それでは小川議員さんの御質問の中で、高齢者対策について御答弁をさせていただきます。

まず最初に、肺炎球菌ワクチン接種に対する公費助成の御質問ですが、平成26年10月1日から、高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンが、予防接種法第5条第1項の規定による定期接種になることから、徳島県では、公費助成の額を県内全ての市町村で統一することとしています。実施内容につきましては、徳島県医師会と

肺炎球菌ワクチンの接種に関する委託契約を締結し、接種費用を8,139円、負担割合を公費助成4,139円、自己負担4,000円とするものです。

次に、インフルエンザ予防接種に対する公費助成の拡大についてお答えさせていただきます。インフルエンザの予防接種に対しては、現在、2,100円を助成しています。

また、近隣の状況につきましては、上板町が2,000円、板野町と北島町が本町と同額の2,100円、松茂町が2,550円、鳴門市が1,800円となっており、本町の助成額は近隣では2番目の水準となっていることから、当面、現行の助成額で対応したいと考えていますので御理解いただきたいと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長

それでは、小川議員さんの御質問に答弁をさせていただきます。

商工業振興策についての御質問であります。まず、プレミアム商品券事業終了後の商工業の支援策についてでございますが、プレミアム商品券発行補助金につきましては、平成22年度から今年度まで、商工会からの御要望どおり、5年間で3,900万円の支出を行いました。地元商工業者での商品券換金割合が、議員さんが申し上げられたとおり、平成24年度が30.2パーセント、平成25年度が41.7パーセントと順調に増加をし、地元商工業者の販売促進に一定の成果があったと思われまいます。特に今年度は、4月1日から8月31日まで、県の阿波とくしま商品券が好評のうちに利用され、本町のプレミアム商品券も11月から利用予定となっております。今年度が最終年度であり、仕上げの年として、前年度以上の成果を上げていただくよう期待をしております。本事業終了後も引き続き「チャレンジするがんばる商工業者」や「創業支援事業計画に基づく創業者」などへの応援施策を展開してまいります。経営革新に意欲的な事業所、町内で新たな事業を始める事業所、あるいは、店舗をバリアフリー改修しユニバーサルなまちづくりに意欲的な事業者を支援してまいります。経営革新支援制度、創業者支援制度につきましては、県が実施しております「オンリーワン・チャレンジ支援事業」及び「あったかビジネスパラダイス事業」の認定を受けた事業者に対しまして、県の支援を補填し、借入金の利子補給や店舗の家賃補助等を実施してまいります。ユニバーサルなまちづくり

事業につきましては、障がいのある方や高齢者などの社会参加を促進するとともに、町内業者の事業活動を支援するため、店舗等のバリアフリー改修工事費の一部に補助を行うものであります。

また、町内中小企業者の経営、技術、人材等の諸問題の解決を図るため、専門家派遣事業の利用に係る経費の補助を行うことや、新商品お試し購入強化事業により、新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者を町が認定し、新商品を町が随意契約により購入することによって販路開拓を積極的に支援を行います。町といたしましては、今後も、商工会が実施しております、経営改善普及事業、地域振興事業やにぎわい商業創出事業などに補助を行うとともに、連携を図りながら、町内商工業者の応援施策を実施してまいりますので、御理解をお願いします。

それから商工業振興策のうち、徳島県中小企業向け融資制度の利子補給についてということに答弁をさせていただきます。現在実施中のチャレンジするがんばる商工業者等の応援施策は、環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、主体的かつ創造的な事業活動に努める事業者を、がんばる商工業者として、町は商工会と連携しながら、このがんばる商工業者に対して支援を進めることを基本方針としております。この施策は、平成24年度から商工会が主体となって実施している藍住町商業まちづくり推進事業の基本方針にも沿った施策となっております。経営革新支援制度及び創業者支援制度の中の利子補給につきましては、この基本方針に沿って、計画したものであります。先ほど議員さんの御質問の中にありました小規模事業者経営改善資金融資制度でございますけども、そのほかにも県が中小企業向けの融資制度は種々ございますが、一定の割合で利子補給をするというような予定はございません。町としましては、今後も、がんばる商工業者に対する支援施策を進めてまいりますので、御理解をお願いします。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長 昼食のため小休いたします。小川議員の再問は午後からお願いいたします。再開は1時からいたします。

(時に午後0時2分)

小堀議長 小休前に遡り、会議を再開いたします。

(時に午後1時5分)

小堀議長 小川議員は再問を始めてください。

小川議員 答弁をいただきましたので再問いたします。千

鳥橋周辺の浸水対策について、具体的な答弁をいただけませんでした。江ノ口新居須線の千鳥橋からミニストップ間の道路については、かさ上げは考えていないとの答弁でしたが、この道路は、昨年よりまだ浸水が15センチほど低かったというようにも聞いております。この道路については、平成18年度に45センチかさ上げした経過がありますが、この時既に1メートルぐらい浸水しておりました。それなのに45センチかさ上げして中途半端なかさ上げになったと思われませんが、なぜこの中途半端な工事になったのか。また、今後いつ来るかも分からない災害に対して、この中心道路、県道と県道をつなぐ中心道路、何にも対策しないのか、これは友竹副町長に答弁を求めます。

また、前段議員の答弁にもありましたコーナン北側の6軒の住宅が床下浸水したとのことですが、この団地は1日中浸水して外に出ることができなかったと聞いております。この6軒に対して避難勧告はしたか、また、この正法寺川周辺、付近は夜中まで水が道も引かなかったと聞いております。先ほどもポンプアップは行われていたということを知りましたが、12号で水が多くて池田のほうから水が来たというそういうことも知りましたが、これポンプアップ何台で行われていたか聞いておきます。また、千鳥橋北側の吉成に向かう環状線について先ほど答弁いただけませんでしたので、再度どのようにするのか伺っておきます。

次に、学校防災について答弁いただきましたが、学校防災マニュアルについて発生時が授業中の場合マニュアル等定めているとのことですが、授業中の場合、子供たちに対して、水や食料の備蓄は何人分、何日分できているか伺っておきます。

次に、商工業振興について伺います。5年間続けてきたプレミアム商品券あいプラスカードについて、今年で打ち切るということで、来年からはしないという話だったと思われませんが、23年度の12月議会において石川町長は、あいプラスカードが発行される限り町としてできるだけ補助は継続をしていきたいと答弁されていますが、町民や商工会からは是非続けてほしいとの要望があった場合、今後、どのようにするのか、これは石川町長に伺っておきます。答弁により再再問いたします。

小堀議長

友竹副町長。

友竹副町長

小川議員さんの江ノ口新居須線の平成18年のかさ上げについて、御答弁をさせていただきたいと思います。ちょうど平成18年につきましては、コーナンの開店時期であったと記憶しております。そのコーナン

の駐車場の高さまでかさ上げしたと記憶しております。以上です。

〔 江西議員、「それ、おかしいん違うか。コーナンの
駐車場大分古いよ。……ほら違う違う」との声あり 〕

小堀議長 矢野総務課長。

矢野総務課長 それでは小川議員さんの御質問の中で、コーナンの横の団地といいますか、6軒でございますが、避難勧告ということでございますが、この時には道路の冠水、また、床下浸水等が発生しております。町民体育館、新しい体育館の2階に一時避難所として設けております。それでこちらの方につきまして、職員のほうから個別に電話でそれぞれ避難されますかというようなお問い合わせをさせていただいております。その時にしばらく様子を見ますというふうなことで、最終的にはこの団地の中はどなたも避難はされてこなかったと、だいたいのことだと思います。それと消防団の方もこれはどこのおうちに行かれたか分かりませんが様子も見に行ってくださいしております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長 吉田建設課長。

吉田建設課長 先ほどの答弁の中で、すみません、県道徳島環状線の冠水対策についてということで、答弁漏れがございました。それについては奥野橋付近、それから住吉神社南側から住吉団地南側の間程度が冠水しとったと思われませんが、県の担当部局に要望してまいりたいと考えております。また、下の正法寺川の排水機場のポンプの数ですけれども確か3基だったと記憶しております。以上、答弁といたします。

小堀議長 森内教育次長。

森内教育次長 再問にお答えいたします。学校の災害に備えての子供たちへの食料、水の備蓄でございますが、現在、幼稚園につきましては、小さい子供さんといったことで、要援護者にも当たるというふうなことから、ビスケットを1食分ずつ備蓄をいたしております。4園合わせて600缶を備蓄しております。後、小中学校でございますが、備蓄をいたしておりますのが、現在小学校、東小学校のみでございます。これは東小学校につきましては、津波の浸水区域に当たっておるというふうなことから、水が引くまですぐには帰れないといったことから東小学校にも1食ずつビスケットを432ケースこれを備蓄をいたしております。水につきましては、現在備蓄はできておりません。今後そういった備蓄の必要

性につきましても十分検討して対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

小堀議長

石川町長。

石川町長 プレミアム商品券の発行補助金、続ける予定はないのかという小川議員さんの御質問でございますが、先ほどの質問で、担当課長のほうからも申し上げましたが、地元小型店での商品券換金割合が地元商工業者の御努力もあり順調に増加をし、商工会においても今回の商品券発行事業は、消費創出効果、消費行動等の誘導により地域経済の活性化に一定の効果があったと評価されています。今年度のプレミアム商品券も11月から利用予定となっており、前年度以上の成果を上げていただくように期待をいたしております。ただそれ以降のプレミアム商品券の発行事業につきましても5年も経過をいたしましたし、先ほども申し上げましたように一定の効果をおおるようでございます。町は今後といたしましては、地元商工業者支援として、町ゼミと魅力のある事業を展開しております。町といたしましてもがんばる商工業者を広報やホームページで情報発信しており、今後も連携をして地元商工業者を支援していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

小川幸英君。

小川議員 友竹副町長からコーナンの駐車場と一緒に一緒にの地上げをしとるといような答弁いただきました。実は、この18年度、副町長と話したことがあるんですが、2件ほどコーナンの間に畑がありまして、その畑の人があんまり上げるのを反対するということであったように思われます。今は、現在2件はもうコーナンの敷地に駐車場とかになっておりますので、かさ上げる気があればできるんじゃないかと思っておりますが、再度、副町長に答弁いただきたいと思っております。

小堀議長

友竹副町長。

友竹副町長 確かに1件ちょうど今の電気屋さんの辺りに農地のままであったと記憶しております。多分、その電気屋さん今の電気屋さんからコーナンさんに入って行く進入路あの進入路が、その当時18年当時出来上がっていたと思っております。ですから、かさ上げる高さがその町道の高さまでしかできなかったような気がいたします。いずれにしても、今現在高さをかさ上げしますと、

コーナンさんその他の宅地の影響が大分あると思いますので、早急にかさ上げどうのこうのというのは、現在のところ考えられないんじゃないかと思っております。

小堀議長 いいですか。

小川議員 はい。

小堀議長 次に、3番議員・濱眞吉君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 濱眞吉君。

濱議員 議長の許可を得ましたので、ただいまより私の一般質問を始めます。

今日質問する内容は空き家対策、次にいじめ対処要領であります。簡単に言いますと、9月の臨時国会において、政府は方針としてこの空き家対策について法案を予定しております。日本再生の最重要課題がこの空き家対策、以上です。これから今から始めますが、利用予定がなく長期不在となっている空き家は、徳島県内で2万8,000軒あります。住宅総数に占める割合は16.6パーセント、全国と比較しても4位と高い状況にあります。また、この空き家は、全国的にも増加の傾向にあります。増加し続ける空き家は、地方の活性の低下を招くとともに管理が行き届かないため周辺に対しては防災、防犯、環境、景観等に悪影響を与えるだけではなく、様々な問題が発生しています。地域社会全体で指導的な立場にある方々は、連携してその対策に取り組むことが必要であります。徳島県においては、平成24年8月政策創世会議空き家の対策の推進部会を設置し、空き家に関する実態及び問題点について情報を共有し、関係各部署の空き家対策の維持管理、再利用による地域活性化、撤去等による防災性向上を促進させる試みがされておりますが、藍住町の空き家の現状、対策、撤去方法について総務課長に質問します。

次の質問に移ります。2番目の質問はいじめ対策であります。これを簡単に言いますと、平成25年この法案が通りましてそれが各地方自治体でその法案を受けて、この藍住町も作っております。その流れを説明します。以上です。

一昨年、滋賀県大津市で中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺をするなど全国でいじめをめぐる問題が深刻したことを受け、与野党6党により共同提出され、いじめ対策は第183回通常国会において、いじめ対策法案が成立し「いじめ防止基本法」が平成25年、法律第71号として平成25年6月28日に公布されまし

だ十分に確立できておらず、問題がある場合は個々にそれぞれの課が対応、所有者へ適切な管理をお願いしているところがございます。空き家対策は全国的に問題となっており、空き家を再生し賃貸することや老朽空き家の撤去費用の助成などを行っている自治体もございます。こうした中、国では空き家対策を推進するためこの秋にも空き家に対する基本方針や、自治体への権限付与、必要な税制措置などの空き家等対策の推進に関する特別措置法案が国会に提出されるという動きがございます。この空き家対策法案の動向によりまして、また、他団体の取組事例などを参考に、本町の実態にあった対応をしてみたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

小堀議長

和田教育長。

和田教育長

濱議員さんの御質問に答弁申し上げます。

御指摘のとおり文部科学大臣の指示に基づき、藍住東小学校はこの3月に「いじめ防止基本方針」を策定しました。しかし策定したのは東小だけでなく、町内小中学校6校全てがこの3月に策定している点を御紹介させていただきます。6校とも、いじめは決して許される行為ではないこと、いじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得る行為であること、いじめを見逃さないよう常に注意を払い、いじめが発生したら教職員一同解決へ向けて全力を挙げること、学校組織だけでなく家庭、地域に加え教育委員会を始め関係諸機関と連携して、いじめ解決、いじめ防止に努めること、いじめが起きてからの対応も大切であるが、いじめが起きないように日頃から心の教育活動を充実させることがより大切であることなどを共通認識とし、その上で、各校それぞれ創意工夫を凝らしながら、いじめ撲滅やいじめ防止に全力を挙げています。この「いじめ防止基本方針」の策定については、学校は義務づけられ、市町村の教育員会は策定が努力目標となっています。藍住町教育委員会としては、「藍住町いじめ防止基本方針」の事務局案を既に策定しており、9月18日、あさってでございますが開催の定例教育委員会で、教育委員各位の御意見をお聞かせいただく段階となっています点、この場をお借りして御報告申し上げます。

次に、いじめの状況について御説明いたします。文部科学省指示による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果によれば、本町のいじめの発生認知件数は、小中学校6校合わせて平成24年度に49件ありましたが、平成25年度は24件と大幅に減少いたしました。平成26年度につきましては、ま

だ年度途中ではありますが、現時点で11件発生し基本的には解決しておりますが、うち4件は再発防止の観点から学校が引き続き注意を怠らず、経過観察している事案です。学校の努力もありいじめは年々減少傾向にあります。「いじめ防止基本方針」は策定すればそれで完了というわけにはまいりません。日々の努力を通じて、いじめの撲滅と防止を図ることが何よりも大切です。いじめは子供たちの人権を奪う卑劣な行為です。教育委員会としても学校、保護者、地域社会、関係諸機関と連携しながら今後ともいじめ撲滅、いじめ防止を最優先課題として取り組んでいきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

濱眞吉君。

濱議員

いじめ対策は適切に実施しておられ問題はないと考えます。まだまだ、施行期間が短いということで、結果は出てませんが、今のところ……成果が見られるということもありまして、今後の成果に期待したいと考えます。

空き家につきましては、先ほどの答弁の中で何々が将来ですね、この空き家は使われるという範囲はそれは問題から除外してもいいのではないかと思います。誰も住まない荒れ果てて傾いていると、草ぼうぼうという、これは徳島市内を回ってもですね、それがたくさんあるんですね、私の町内でも4軒くらいあります。再問を行いたいと思います。国内の住宅総数に占める空き家の割合が2013年10月時点で過去最高の13.5パーセントになりましたと、総務省が14年7月29日に発表しました。人口減少が深刻な地方を中心に増え、軒数も最多の820万軒、平成25年10月の調査と上っております。中古住宅の活用が進まない上に、空き家を取り壊すと税負担が重くなるため、制度を空き家が増える原因であります。税制の影響が大きいであります。活用か撤去かを促す政策への転換が急務であります。空き家の最も高い都道府県は17.2パーセントの山梨県、東京都への人口流出が影響しております。その後に16パーセント台の四国の4県が続いております。国土交通省は築後20年から25年ほどで価値がゼロとみなす商慣行を見直し、補修すれば価値が高まる新たな評価指針を作り、新築よりも中古を購入したほうが得になるしくみに変える必要があります。税制の改善も必要であります。土地にかかる固定資産税は住宅が建っていれば本来の6分の1に軽減されますが、建物を取り壊すと優遇がなくなり、支払う税の額が4倍に跳ね上がります。このため空き家のま

まにしておいたほうが税金の面から見れば、合理的で取り壊そうとしないのであります。この税制は1973年に農地などの宅地化のために導入されたもので、空き家の撤去を阻んでいます。最近の空き家対策の例としては、空き家対策の条例を作成し、撤去費を助成する自治体もあります。山梨県は2014年度から空き家をオフィスとして使用する時に改修補助をしております。大田区は持ち主の同意を得ずして、廃墟になっている空き家を区が取り壊せるように、足立区は2011年度から撤去費に充てる補助金を設けております。自民党の空き家対策推進議員連盟はこうした動きを受け、この9月の臨時国会に空き家対策の新法案を提出する方針であります。

藍住町の将来を考慮すると、空き家対策は重要な課題であります。この問題解決に対してどのような考えをされているのか、副町長のお考えを聞かせていただきたいと考えます。答弁に対して再再問を行います。

小堀議長

北口副町長。

北口副町長

空き家対策について再問にお答えいたします。

空き家対策はそれぞれの空き家ごとにその状況や内容によって、また、それぞれの市町村や地域によって問題点や対応策が異なっております。このため、おのずと自治体の取組事例も違ってまいります。少子高齢化や核家族化が進み、都会への人の流れ流出が続く社会構造の中、空き家や高齢者だけで住宅を維持する世帯が増加している状況は御指摘のとおりであります。したがって、本町でも環境保全や景観の維持、防災や防犯上などで様々な影響、問題が出てくると思いますので、今後は空き家対策が重要な施策となってくるものと考えております。

一方で空き家となっても、実質上は所有者や親族によって善良な管理がなされている家もありますし、家族を伴って一定期間出張をされている家庭もあると思います。これらを除きますと環境面から近隣に迷惑をかけていたり、老朽化で猶予すべき家屋というのは極めて少ない数になってくるものと思います。いろいろと事例をお教えいただきましたが、平成25年度に空き家住宅の県内の自治体ではですね、平成25年度に空き家住宅の除却費用助成を3市が行っております。徳島、吉野川、阿波市であります。そして那賀、牟岐、美波、海陽の4町もそれに追随して助成を行っているようであります。それぞれ地域の実情に応じて空き家を賃貸住宅や貸店舗、宿泊施設、サテライトオフィス誘致や、移住者の受入先として、あるい

は交流施設などへの転換を図り再生する取組を行っているようではありますが、これらはほとんどが人口の流出を食い止めるか、地域のにぎわいを促すための施策であります。しかしながら、本町はこれらの市町村と地形や人口動態において、大きく異なります。そして条例制定の済みの自治体でありましても、それぞれ制定に至る経緯や背景が異なることは御承知のとおりであります。県外の先進事例を見てみますと、秋田県大仙市では空き家の所有者に適切な管理を義務付け、従わない時には市が行政代執行をする。東京都足立区では居住の有無を問わず、老朽家屋全般を対象にする。福井県越前町では撤去費用の助成割合を他町よりも高くする。長崎市は跡地を市へ寄贈することを条件に全額公費で撤去をする条例など、それぞれ自治体の特性や地域性を考慮した内容となっているようであります。

こうしたことから本町におきましては、現在空き家問題はそれほど深刻化はしておりませんが、何らかの方法で実態把握に努めるとともに、他市町村の状況や事例、特に空き家等対策の推進に関する、今お話もございましたが特別措置法案の内容、法案成立による国の方針を見ながら、本町に適合した施策を進め問題解決を図ってまいりたいと思っております。以上、御答弁いたします。

小堀議長

濱眞吉君。

濱議員

再再問をいたします。空き家のほうのことですが、あまり危機感がないという発言をされましたけれども、これは少し違うのではないかと思います。空き家はですね、現在の日本の最重要課題なんです。人口減少とともにですね、日本再生の最重要課題なんですよ。空き家のですね、考え方としては、藍住町の空き家はですね、老朽化の進み具合等でその対応は様々なものと考えますが、各地方自治体はそれぞれの状況に合わせた条例や、必要性の内容について頑張っていると推測されますが、1都1道2府43県、単純計算してもですね、この7県に1県の割合であるとするれば、日本の約6県が空白の死の県と言わざるを得ないのであります。47都道府県のうち6県が空白となる日本地図、ただし住民居住以外は別ですが、これを想像してください。どれだけ無駄であるか分かります。そこで職員の方は非常にお忙しいと思っておりますので、私から提案をさせていただきたいと思っております。それは効果的に空き家を撤去するには民活を提案します。現在、現存する建築会社、不動産会社等に、ある程度の権限を委譲して空き家の改善を行えば成果が上がると考えます。空き家対策は日本復活の最重要課題でありま

す。解決しなくてはなりません。副町長にお伺いします。民営、民活化をほかの都道府県に先駆けて藍住町で実施できないかを質問します。また、空き家対策は住民に負担のない施策を実施していただければとも考えております。全国に先駆けて、空き家のない藍住町も夢ではありません。これができればですね民営化というか、民活ができれば全国に先駆けて空き家のない藍住町、これをアピールできるんではないかと思います。更に研究を重ねて智恵を持って効果的かつ適合性の高いものにしていただきたいと思います。

小堀議長 北口副町長。

北口副町長 まず、私の答弁申し上げた趣旨がですね、最後で私が確かに現在は深刻化していないということを申し上げましたが、重要施策から外すとか、そういうような全くそういう意図はございません。前段のほうで申し上げておりますように、これは必要な施策であると感じておると、重要な施策となってくるというふうに捉えておりますので、誤解のないように1点お願いをしておきたいと思います。それと今、御指摘のありました民間活力の導入、あるいは住民負担をできるだけ少なくしてという御趣旨はこれは承っておきたいと思います。今、先の再問のお答えで申し上げましたとおり、まだまだこれから一步入る研究に入るところですのでその点、御理解を賜っておきたいと思います。

〔佐野議員、「もうあかんぞ」との声あり〕

小堀議長 同じこと。ではないだろ。

濱議員 以上で一般質問を終わります。

小堀議長 次に、10番議員・林茂君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 林茂君。

林議員 それでは議長の許可をいただきましたので、質問通告に従って一般質問を行います。理事者の方は明確な答弁をよろしくお願いをいたします。

農業生産者の支援について質問をいたします。安倍内閣は農業つぶしのTPP交渉に自らの公約に違反をして参加をしました。アメリカに屈服して日本農業を売り渡す譲歩を重ねています。交渉の早期妥結に突き進んでいます。その一方で、TPP妥結を前提にした国内の農政改革の方針を打ち出しました。農政改革案は農協や

農業委員会の解体、営利企業に農地所有の解禁など、戦後の農政を根本から覆す内容となっています。改革案では一つは、全国農協中央会や都道府県中央会を廃止する、農協中央会の廃止は農協の全国的な連携を弱め、単協をバラバラにして農家の声を政府、行政に届ける役割を著しく弱めます。TPPに反対をする農協つぶしでございませぬ。さらに、販売事業や購買事業の全国連合体である全農を株式会社化する、単位農協から信用、共済事業を分離して農林中金や全国共済農協連の代理店にするなどを打ち出していますが、問題点として地域の農協が農産物の共同販売や資材の共同購入を行うにあたって、大企業の流通企業と対抗するためには、県や全国段階で共同購入がかかせませぬ。全農が株式会社になれば他の会社と同様に、独占禁止法の対象になります。価格カルテルなどは禁止され、全国レベルでの共同購入や共同販売は不可能になります。全農の株式会社化は全農の事業が大企業の支配下におかれ、全国の農家が長年にわたって蓄積してきた全農、農協の財産が食い荒らされることになります。農業生産法人の要件を大幅に緩和をして、農外企業に農地所有の道を開くことは、自らの耕作に従事する者の権利を最優先する戦後の農地制度の原則を骨抜きにするものです。農地が外資を含めた企業のもうけの対象にされ、無秩序な所有、利用が横行しかねませぬ。安倍内閣の農政改革は、家族農業を中心としてきた戦後農政のあり方を根本から覆すものです。その結果、食料と農業の危機を一層深刻にします。農協解体など本町の農業や暮らしに与える影響を明らかにしてください。この点で町長の見解をお聞かせください。

2番です。台風11号による町内の農産物の被害額と今後の水害対策に伺います。

3点目です。世界では今、従来の経営規模拡大の方向を転換をし小規模家族農業の役割を再評価する大きな流れが起きています。その契機は2007年から2008年の経済危機や、食料価格高騰による食糧難で世界の飢餓人口が大きく増加したことからです。このままでは飢餓と貧困の根絶を目指す国連の目標は達成できないことが明らかになりました。これを受けて、国連食糧農業機関などが家族農業への支援を訴える提言や声明を発表しました。国連は2014年を国際家族農業年とすることを決めました。世界の食糧生産を担ってきたのが家族農業です。家族農業の経営を守り、食糧自給率を引き上げていく町の支援策について伺います。

それでは次は、子ども・子育て支援について質問をいたします。政府は子ども・子育てビジョン、2010年1月の策定で、学童保育の受入れ児童数を2017年

度末までに129万人に増やす目標を立てています。また、政府の成長戦略の一つとされている女性の活躍促進のためには、学童保育の定員を5年間で30万人を増やすと、このような目標も掲げられました。学童保育の利用児童数を増やすという政府の目標を実現するためには、必要としている家庭の子供たちが学童保育を利用でき、安心して毎日の生活を営むことができるように、制度の拡充、条件整備の向上を図ることが急がれています。

そこで1点目の質問です。藍住町の学童保育について、現在の状況について伺います。児童館別の職員数、定員、申請者数などはどのようになっているのかお伺いをいたします。

2点目は、6年生までの学童保育の実施時期についてです。児童福祉法では、これまで小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象としていましたが、2012年8月の児童福祉法改正によって、対象児童は小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者になりました。保護者からの強い要望が法改正につながったといえます。この点につきまして実施時期はいつからですか伺います。

3点目です。奥野、勝瑞児童館における学童保育の人数は100人、その対策についてです。学童保育の大規模化は事故やけがが増える、騒がしく落ち着かなくなる、ささいなことでケンカになる、指導員の目が行き届かない、このような深刻な影響が言われています。学童保育は一人一人の子供に、安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。指導員には一人一人の子供を対象にした人間的な関わり、援助や働きかけが求められます。大規模化したからといって指導員を増やしても、1人の指導員は全員の子供たちを見なければならず、問題の解決にはなりません。国が定めた基準ではおおむね40人以下とすると、このように定められました。教室の問題等を含めてこの対応について伺います。

4点目です。学童保育の職場は非正規雇用が多数を占めています。質の高い教育、保育、子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園の教諭、保育士などの資格を持っている人材を確保する。そして常勤の職員を配置する。このように方向づけられています。指導員の労働条件の改善を求めているわけですが。この点についても町としての対応を伺います。

5点目です。所得に応じた学童保育料の減免制度も必要だというふうに考えます。

経済的に厳しい家庭、1人親家庭の子供たちが利用できるようにするためにも、保育料の減免制度が必要です。この点についても考えを伺います。

6点目です。学童保育の委託先である社協に対する財政支援の問題についてです。町は平成17年度から指定管理者制度により町の社協に管理委託をしてきました。委託することで町はその後、年間平均3,500万円程度の財政削減効果を上げてまいりました。今回、国の子ども・子育て支援新制度では学童保育の公的責任を強化をし、市町村が事業計画を作り、よりよい基準を定め指導員の処遇の改善を図ること、十分な財政措置を図ることが要請されています。国の方針に従うなら当然財政支出も増大するものと思われれます。社協の学童保育に対する運営費の増額、この点についての支援策どのように考えを持っておられるか伺います。

7点目です。子ども・子育て支援事業計画の推進会議を設置する考えについてです。学童保育は保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。保護者などの意見も聞きながら計画を推進していく必要があるのではないかと思います。この点についても考えを伺います。

次の質問です。学校教育についてです。1点目は、全国学力テストを学校別の公表についてです。文部科学省は、全国テストの学校別の平均点の公表を差別化や過度な競争につながるとして禁止していましたが、今回から各自治体の判断でできるようになりましたが、多くの自治体は公表には今、慎重です。安倍内閣は公表を進めようとしています。この点につきましても町の教育委員会の対応についてお伺いをします。

2点目です。学力テストで上位を続ける秋田方式が全国的には高い評価を得ています。この評価と教訓について伺います。

3点目です。学力を高める問題です。町教育委員会の方針について伺います。現在、塾通いで遊ぶ時間もないほど大変な時代になってまいりました。塾へ出費も多額になっており経済的な負担も大変です。学校教育だけでは学力は向上しないのでしょうか。学力を高めるための町の教育委員会の方針について伺います。

4点目です。いじめの問題は先ほど、濱議員の質問で答えられましたので、この点でこの部分は割愛をし、不登校とそして児童虐待この点について本町でつかんでる状況を伺います。

その次の5点目であります。空調設備を早く設置をし、児童生徒の健康管理と学習の環境整備が必要なことを改めて思いました。町長は、任期中にエアコンを設置することを約束されました。児童生徒や保護者は1日でも早くエアコン設置を強く希望しています。だが、エアコン設置の予算は約2億5,000万円必要とこのように答弁されました。ですから大変大きな財政負担も必要です。このことを知りながら、7月8日付けの徳島新聞を紹介します。「県内の小中学校エアコン普及」とこのような大きな見出しで、近年の猛暑でエアコン設置が強い要望となっており、4年前の3倍100パーセントもの市町村も6市町村と報道されています。私は二つの町を紹介したいと思います。石井町は平成21年度から平成25年度にかけて、全ての小中学校普通教室、特別教室のエアコン設置工事を進め完了しました。全教室数は143、総事業費は1億4,620万円のうちの3分の1は国の補助でございます。ですから、1教室当たり約100万円で設置した計算になるわけです。石井町では、夏は7月と9月に温度が26度から28度、冬は12月から3月に温度が18度から20度に設定しエアコンが活用されています。石井中学校の生徒会長さん、副会長さんは、小学校時代はエアコンがなかったので暑さで集中が切れて困った、小学校時代は扇風機だったので風が当たるところは良かったが、中学校はエアコンになったので授業に集中できる、小学校はストーブだったのでストーブの周りだけは暖かいが、中学校はエアコンなのでみんな暖かいと言っていました。板野町では小学校が3校、中学校が1校で、普通教室が42室、ここに55台のエアコンを平成22年8月に設置をしています。総事業費は6,920万円。文部科学省の安心・安全の学校づくり交付金、これは100パーセントの補助で町の負担はほとんどありませんでした。この制度を活用しています。夏場は28度を超えると冬場は10度を下回ると、先生方の判断でエアコンのスイッチを入れているそうです。電気代など維持費はどれぐらいかかる、このように尋ねましたら、学校ごとに太陽光発電も行っています。必要なときしか先生方がエアコンをつけないので、ほとんどかかりません。このようにおっしゃってました。子供たちに快適な環境を保障したいという行政や教育現場の熱意が伝わってきます。一日も早く児童生徒、教員や保護者の要求に応じて設置を早めていただきたい。この要望でございます。

5点目です。藍住町教育委員会の定例会が開催されていますが、その内容は町民に知らせていく必要があると思います。この点で議事録の公表等について伺います。

答弁をいただいて再問いたします。

小堀議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長

それでは林議員さんの御質問のうち、農業生産者の支援について答弁をさせていただきます。

まず、農協や農業委員会の解体、営利企業に農地所有の解禁など本町の農業や暮らしに与える影響についてでございますが、政府の規制改革会議は、農業改革に向けた提言を発表し改革案には、農協中央会制度から新たな制度への移行や、全農等の事業、組織の見直しなどが求められております。しかしながら、例えば全農の株式会社化は、営利優先により不採算部門の縮小や廃止を招くのではないかと、信用事業の譲渡は収益の低下による営農指導事業の弱体化や、経営の効率化による不採算店舗の閉鎖につながるのではないかとといった懸念もあります。また、農業委員会の委員の選挙は廃止をし、市町村長が選任する、農業生産法人への企業の出資制限は現行の総議決権の25パーセント以下から50パーセント未満に緩和し、新規参入を促すことも求めております。しかしながら、農業団体の反発もあり、いまだ不透明な部分が多いため本町の農業や暮らしに与える影響を明らかににはできませんが、今後の情勢に注視したいと考えております。

台風11号による町内の農産物の被害額と今後の水害対策についてでございますが、県鳴門藍住農業支援センターの被害額調査で暴風雨による落果のため、なしが870万円、暴風雨による葉の傷みにより生育の遅延と品質低下が見込まれるため、れんこんが460万円で計1,330万円になっております。水稻については、一部倒伏等が見られるものの順調に排水され被害は見られないが、今後の状況を見極める必要があるとのことであります。今後の水害対策につきましては、各農家からの要望内容によりまして、町担当課や各関係機関と連携を取っていきたいと考えております。

家族農業の経営を守り食糧自給率を引き上げていく町の支援策についてでございますが、国際家族農業年は家族農業に象徴される小規模農業が食糧安全保障や自然環境、農業の持続性などの面で大きな役割を果たしていることに着目し、国際規模で小規模農業が直面する課題などについて議論を交わし、飢餓の根絶などに対応していこうとするものであります。本町は平成24年度に人・農地プランを作成し、今後地域の中心となる経営体に主に認定農業者を位置づけ、農業用機械等を導入す

る場合に助成や金融支援を行い経営規模の拡大、生産力向上につなげています。また、農業への企業参入や経営の大規模化がクローズアップされておりますが、本町の農業経営体は家族経営が占めており、その役割は非常に大きいものがあります。家族経営協定の推進により、世帯員個々の意欲と責任ある経営参画、生産、販売に関わる経営方針の明確化や経営の近代化、経営の永続性の確保や金融支援など家族農業の経営を守り、生産力向上につながるよう支援してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

石川町長。

石川町長

林議員さんの質問の中で農協解体の議論について、町長の見解ということで求められましたので、御答弁をいたします。

これまで農協中央会を中心とした農協系統組織は営農指導はもとより、農産物の共同販売や資材の共同購入など、本町の農業や組合員にとって大変重要な役割を担っております。今後の議論の行方によっては、本町の農業や地域住民の生活に大きな影響を及ぼすと思われるものが含まれております。先ほど担当課長から御答弁申し上げましたとおり、いまだ不透明な部分が多く全国的な制度改革でもありますので、今後の情勢を引き続き注視をしてまいりたいとこのように考えております。

小堀議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

林議員の子ども・子育て支援についての質問に答弁いたします。

1点目の学童保育の藍住町の状況については、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育については、全国各地で多様な形態で運営されておりますが、本町の場合は町が児童館の敷地内に学童保育専用施設を整備し、学童保育の利用決定や利用料金の徴収を行い、運営については社会福祉協議会に委託しております。実施状況についてはお手元の資料のとおりです。お手元の資料について若干説明させていただきたいと思います。一番右側が平成26年度、色網掛けをしております。定員4月1日現在の学年当初の申請数、5か月後の8月31日の現員ということで、平成26年度は8月31日の現員となっております。その他の年度については、半年経過後10月1日現在の現員を表示しております。奥野児童館が定員110名で、4月1日現在では112名、8月末現在103名というような形で表示しております。左側のほうに移っていただきますと、平成21年度からの数字を上げております。平成

22年度に下から2段目の富吉児童館で希望者が多くなったということで、平成23年度に西部児童館を新たに学童保育の施設を設置しまして、受入れを始めております。西部児童館につきましては、北小校区、西小校区ともに補完的な施設になるということで新たに増やしております。平成23年度に奥野児童館の希望者が増えましたので、平成24年度に新たに徳命児童館ということで、この時点で6館が学童保育を行う施設となっておりますが、ただ、保護者の希望を全面的に受入れておりますので割り振りということはいたしておりません。したがって、奥野児童館の希望が多くて徳命のほうに回っていただくというようなことはしておりませんので、やはり、奥野については24年度もちょっと若干定員オーバーがあったというような状況となっておりますが、各年度おおむね定員の設定した形でいっておりますけれども、本年度におきましては、住吉児童館で17人程増えていると、勝瑞児童館では今年に限っては25人増えたというようなことが状況としてあります。質問の中で、指導員の数をおっしゃっていたと思うんですけども、指導員の数は平成26年度で上から奥野から順に申し上げますと6人、徳命が2人、住吉が5人、西部が4人、富吉が5人、勝瑞が5人で合計29人の体勢で児童館並びに学童保育を運営いたしております。町の方針としましては、可能な限り保護者の希望に沿うよう、委託先の社会福祉協議会と協議を進めながら実施してございまして、希望者が多数となった場合は定員を増やして対応しているという状況であります。

2点目の小学6年生までの学童保育の実施時期については、今回の児童福祉法の改正により小学6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されましたが、受入れを義務化したものではないと整理されております。ただし平成27年度から予定されております、子ども・子育て支援新制度では学童保育の利用希望を把握した上で、その提供体制の確保を盛り込んだ支援事業計画を策定することとされております。6年生までの対象学年の拡大については、施設の確保や人員配置増が伴うことから、直ちに開始できるものではありませんが、今年度中に策定を予定しております子ども・子育て支援事業計画の中で検討してまいりたいと考えております。なお、本年度の夏休みから長期休業中の高学年の学童保育の利用について、定員に利用がある場合など一定の条件がありますが、暫定的に受入れております。

3点目の奥野、勝瑞児童館の両児童館の学童保育の人数100人の対策についてですが、奥野児童館については従前より定員110人で対応しております。勝瑞児

童館については、本年度希望者が大幅に増えたため75人の定員を急遽100人に変更して対応しました。25人の待機児童をつくるよりも、先ほど答弁しましたとおり保護者の希望に沿うことを優先して対応しました。職員については、受入れ児童数に応じて配置しておりまして、自由来館型の利用と併せて奥野児童館では6人、勝瑞児童館では5人配置いたしております。今後については、6年生までの対象学年の拡大に伴う提供体制の確保の中で検討していきたいと考えております。

4番目の指導員の処遇の改善、常勤職員の配置については、社会福祉協議会からフルタイムの職員を雇用しているとの報告を受けております。また、職員配置に必要な経費は委託料に含んでおります。

5点目の所得に応じた学童保育料の減免制度については、学童保育料の減免制度は規則で定めており、天災や災害、保護者の疾病、事業の廃止、休止、生活保護世帯など規則に該当する場合は全額免除といたしております。また、保護者が1人の世帯に関しては内規で定める所得基準により、5分の1から5分の5まで減免をいたしております。

6点目の委託先の社会福祉協議会に対する財政支援策についてですが、委託料は学童保育を実施する上で必要な額としておりますので、現状において社会福祉協議会から運営に支障が生じているとの報告は受けておりません。

7点目の子ども・子育て支援事業計画の推進会議を設置する考えとしましては、ただいま設置しております藍住町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画の策定後においても常設とする考えで進めておりますので今後の進捗状況についても会議に報告するよう予定いたしております。以上、答弁いたします。

小堀議長

和田教育長。

和田教育長

林議員さんの御質問に答弁申し上げます。

全国学力調査の学校別結果の公表につきましては、藍住町教育委員会としては現時点では考えておりません。学校の序列化や過度な競争意識が発生することを懸念している点が大きな理由ですが、加えて良きにつけ悪きにつけ、一度レッテルを貼られると学校のイメージが一人歩きしてしまうという危険性もありますので、そこも考えていきたいと思っております。学力調査対象の学年は小学校6年生と中学校3年生ですが、子供たちは毎年入れ替わっていきます。年ごとの学年カラーも異なる上、人事異動で教職員も毎年入れ替わっているのに、ある年度の結果がその後の学

校のイメージを決定づけることになりかねません。公表により学校に刺激を与える効果はあるものの、以上の負の効果も考え合わせ、当面は学校別公表には慎重に対応したいと考えています。

次に、秋田方式の評価について答弁申し上げます。御指摘のとおり秋田県は全国学力調査において常に学力上位を維持している県です。沖縄県が秋田方式を導入し、学力低位県から脱却したとのことが話題になっています。秋田方式の特徴は学校の授業で教師が最初に授業の目当てを示し、子供たちにモチベーションを与えた上で授業を進める点、授業の最後にはその1時間で学んだことを振り返ることにより、学んだ内容を確認する点、そして授業内容についても教師が一方向的に教えるのではなく、子供たちが主体的に考える習慣がつくよう意見交換の場を設定する点などが上げられます。また、世間では見落としがちですが、秋田方式の特徴の一つに、学校と家庭の連携が挙げられます。秋田県では基本的な生活習慣の形成や、家庭学習の習慣づけは親の責務という意識が強く、学校教育はしっかりした家庭教育の上に成り立っています。すなわち学校教育と家庭教育の良好な連携のもと、教師が安心して教育に専念できる基盤ができています。なお、OECD加盟国を主たる対象としたPISA国際学力調査比較で常に上位にランキングされるフィンランドでも、家庭教育と学校教育の円滑な連携が特徴として認められ、ここに学力向上の大きなヒントがあると考えています。以上、秋田方式には学ぶ点が多く、秋田県のみならず他県や他国の良い点は素直に評価し、藍住町として、柔軟に長所を吸収していきたいと考えています。

次に、藍住町教育委員会の学力向上についての基本方針について答弁申し上げます。藍住町では次の3点を重点施策としております。家庭及び地域との連携、幼小中連携、授業時数の増大と授業の質的向上の3点です。まず、家庭及び地域との連携について説明いたします。そもそも学力とは何かということですが、テストで良い点が取れるかどうかといった表面的なことでは、学力の本質を捉えることはできません。真の意味での学力とは、子供たちが将来、社会人として自分の持ち味を十分に生かしながら、自立して幸せな人生が送れるような生きる力そのもの、これが学力であると考えています。したがって学力とは、基盤力、基礎力、応用力、課題解決力、創造力それらを総合したものであり、この総合力を身につけてこそ初めて学力が向上したと考えています。藍住町教育委員会としてまず重視しているのは基

盤力です。基盤力がしっかり培われていないと真の意味での学力もつきません。基盤力とは、良好な生活習慣が身についている。挨拶ができ人とコミュニケーションが取れる。人を思いやることができる。ルールやマナーをしっかり守ろうとする。物事を根気よくやり遂げようとするといった、日常生活での力を意味します。子供たちの基盤力をつけるには、家庭や地域の教育力がしっかり発揮され、その上で、学校、家庭、地域が緊密に連携していくことが肝要です。今後とも、子供たちの学力の根底をなす、基盤力育成のためにも学校、地域、家庭間の円滑な連携と教育力向上に努めてまいる所存です。

次に、第2点目の施策である、幼小中連携について説明いたします。平成24、25年度と2年連続で国及び県の指定を受け、藍住町全体で幼小中連携に取り組んでまいりました。これは、教師が目前の子供だけでなく、幼小中11年間にわたる成長を校種の壁を越えて、町内全教職員とともに手を携えて支えていこうとする試みです。これは教職員の意識改革にもつながると同時に子供や保護者にも安心感を与えます。11年間を貫くこの2年間の合言葉は、言葉で伝えあうことができる子供の育成であり、これは子供の国語力やコミュニケーション力、意思表示力の向上にもつながっています。

最後に、3点目の施策である授業時数の増大と授業の質的向上について説明いたします。まず、授業時数については町内4小学校が始業式を早めることにより、年間3日間の授業日数を増やしております。中学校については部活動との調整もあり、本年度の実施は見送りましたが、来年度は小中学校とも、更に授業時数を増やすべく、現在検討中でございます。授業の質的向上については各学校とも基礎基本学習の徹底と、楽しく分かりやすい授業の実践を目指して、校内研修等を行っており教育委員会としてもできる限りのサポートをしていきたいと考えています。以上、子供たちの真の意味での学力を向上を一層、向上させる施策を3点説明させていただきました。

続きまして、不登校と虐待でしたね。不登校につきましては、実は毎月第3火曜日、16時から本日もこの後16時から不登校児童生徒対応連絡協議会というのを開いておりまして、子供たち一人一人、不登校の子供たちですね、全員参加者が名前を把握して、子供たちのために何がやれるかということを一所懸命考えております。参加者メンバーは、教育委員会からは教育長、次長、担当、そしてスクール

カウンセラー、各学校から代表者1名ずつとそして、適応指導教室と、キャロツ子学級から先生が2人と、以上12名で構成されていまして、かんかんがくがくの議論をしながら、こうしよう、ああしようということをやっております。今現在ですね、藍住町が定義する不登校でございますが42名おります。これはですね、キャロツ子学級に通っている子は文科省の定義では適応指導教室に通っているの、不登校ではないということになっておりますが、藍住町ではやっぱり学校に行けてないんだから不登校だというふうに一応定義しております。そして、逆に文科省の定義では年間を通じて30日以上休んだ子は不登校となっておりますが、例えば1学期30日休んでも、2学期、3学期と行けだしたら、不登校は解消されたというふうには藍住町では捉えてますんで、若干、定義が違いますが、その藍住町っていう様式で、今現在42名の子が不登校状態と、この中には学校を休みがちな子10名、キャロツ子学級に通っている子が12名、在宅不登校になりがちな子が20名という状態でございます。正直言いまして、この数を減らすべく一所懸命努力しておりますが、この4月以降現在も、学校へ戻した子が10名おりましたけれども、新たに不登校になった子が12名おまして、一進一退の中で、四苦八苦してるというのが、正直なところでございます。子供たちにやはり、学校に戻るためには学力面で自信をつけなくちゃいけませんので、実はこの夏休み期間中もですね、キャロツ子学級の職員はずっと勉強会を続けておりました。お盆休みの期間を除き、ずっとやるとまた子供たちもストレスがたまりますので、水、木、金曜日はしっかり勉強と、月、火は夏休みというふうにやっておりましたし、平日もですね、午前中はしっかり勉強して、午後は社会体験をする日ということでやってきました。社会体験等につきましてはですね、学プロ支援員という学びの支援プロジェクト支援員という町内12人の元教員、元民生員等の方がボランティアをしてくださってますし、それから鳴門教育大学院で臨床心理士講習を受けてます4名の大学院生が参加していただけてます。そのようなボランティアの力も借りながら、家庭とも連携をしながら、一所懸命戻るようにしておりますが、増えたり減ったりの中で、悪戦苦闘しているのが実態でございます。

続きまして、虐待でございますが、これは非常に隠微な問題もございまして、実態がよく分からないということがございます。とはいえ、もう関係機関学校や幼稚園、児童相談所、今では子ども女性相談センターといいますが、そこと、板野警察

小堀議長

林茂君。

林議員

答弁をしていただきましたので、再問をさせていただきます。農業の生産者の支援について答弁をいただきました。その中でですね、農協に対する現在に至る評価、さらには家族経営に対する評価、もっともな評価だというふうに考えています。やはり地域経済を活性化さす食糧危機をですね、打開をしていくためにも、やはり町政として力強くですね、更に支援を続けていただきたいとこのように考えています。今ですね、やはり農業の再生と、食料の受給率の向上というのは最優先課題というふうに私どもは考えています。規模の大小にかかわらず、農業への意欲を持つそのような全ての生産者にやはり温かい支援を施していくと、このことをですね、強く要望しておきます。

子ども・子育て支援につきましたですね、答弁をいただきました。これからのですね、事業計画の中での推進をどうしていくかという問題も含まれています。だが、その点でもですね、積極的に受け止めていただいてですね、これから計画が立てられるというふうに考えてます。とりわけですね、国の補助金の体系から見ますとですね、学童保育とそしてですね、一方ですね、保育所に対する補助金のこの比率がものすごくですね、学童保育に対しては余りにも低いわけなんです。ですから、本当にですね、指導員のですね労働条件の改善等をですね、積極的に推進すればするほど財政支出も大きな負担になるというふうなのは、私も承知をしています。ですけどですね、やはりこれからの子育て支援というのは、非常に大切な事業ですので、そこもですね、大いに知恵を働かせていただいて、積極的な推進をお願いをしたいというふうに考えてます。ここの子育て支援、学童保育の件です。今、児童館は江ノ口にあるわけですけど、ここは学童保育を実施していないというふうに思われますが、学童保育に対しての要望とかそのようなことについては、町のほうにはないのかこの点、少し伺っておきます。

その次ですね、全国の学力テストこの公表についてですね、教育長が明確な答弁をしていただきました。さらにですね、秋田方式この全国的な評価と、そしてですね、そこからの教訓どう学ぶかということのを学校のですね教育に生かしていくというふうな明確な方向も取り入れていただいています。私はこの中でですね、もう1点、思うことは今ですね、やはり不登校の問題とか、児童の虐待っていうのはやっぱり社会的な、もう一つはですね、大きな原因があるんでないかと、そのことが

ですね、教育現場にも陰を落としているということですから、教育の現場だけでですね、それを克服するんでなくって、社会全体でそれもやっぱり克服していくと、安心してですね学校生活を送れるような方向をお互いにですね、強めていっていただけたらというふうに思います。

エアコンも答弁いただきました。確かに財政的な大きな問題が横たわっています。町の財政、それから国庫補助金の問題、この問題もあります。ですね、何をいってもですね、児童生徒の健康管理、学習環境をですね、大いにやっぱり改善をしていくとそれが、行政の役割でないかというふうなことで、先ほど二つの町を紹介しましたので、改めてその点も是非していただきたいと。

藍住町の教育委員会の定例会議のですね、開催、そしてですね、その中身につきましても、今、簡単に説明をいただきました。議事録の公表なんですけど、議事録を公表している北島町の教育委員会等があると思うんです。ですから、そこら辺も参考にしながらしていただきたいとと思います。

全国の学力テストの予算が61億円だそうです。余り歓迎しないテストなんですけど、そんなお金があるんだったらもっともってですね、教育条件の整備なんかに使っていただくとか、教師を増やしていただくとか、そういう配慮をですね、してもらいたいということで再問を終わります。なお、先ほど質問をした点につきまして、答弁をお願いします。以上です。

江西議員、「板野町のエアコンの補助金がほぼ全額っていうんはそんな制度あるんかえ。根拠はどこにあるんえ……。」との声あり

佐野議員、「補助金がなかったらやな、できんだろ……。」との声あり

小堀議長 ちよつと、答弁。先に今の答弁してもらおか。

小堀議長 森内教育次長。

森内教育次長 ただいまの学校のエアコンに関しての再問でございますけれども、100パーセント補助金というふうなことは、私ども把握はいたしておりません。ちよつと板野町に確認する必要があるかとは思いますが、私のほうで把握をいたしておりますのは、国庫補助金が3分の1といったことで把握をいたしてあります。それ以外の部分につきまして、起債のほうで対応が可能で

あるというふうなところでございます。ただ、補助金につきましても補助基本額と
いったものがございまして、3分の1であります。実質的にはもっと少なくなる
というふうな可能性がございます。そういった状況でございます。エアコンの設置
につきましても、ただいま申し上げましたように、補助金の動向が大きな影響を及
ぼすものでございますので、今後、補助金の申請も、既に1次申請のほうは上げて
おりますけれども、今後機会を捉えて、県また国のほうへ要望を伝えていただきま
すように、県にも働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、教育委員会定例会の議事録の公開でございますが、現在でも基本は
公開といったことで取扱をいたしております。ただ先ほども申し上げましたように、
内容によりまして一部非公開にせざるを得ない部分もございますので、そういった
部分については部分公開として上で、公開をさせていただきたいというふうに考え
ております。

小堀議長 三木福祉課長。

三木福祉課長 林議員の学童保育についての再問に答弁いたし
ます。学童保育の開設場所についての御要望というのは、福祉課のほうには聞いて、
届いておりませんが、ただ北小校区につきましても学童保育場所が学校から離れて
いるとのそういうお話は聞いております。以上、答弁いたします。

小堀議長 江西議員。

江西議員 林議員さんが質問した中で、板野町はほぼ全額
に近い形で補助金を申請して、もらったって言よんでしょ。

小堀議長 ちょっと、林さんそういう資料っていうんか、
どっからそういう話が出たんか。

林議員 この問題ですか。はい。共産党の議員団です。

江西議員 共産党の議員団……補助金くれるんかえ。ほな
林さん、行ってもろたらええんで。

小堀議長 議員団が行ってそれができるとということ。

江西議員 林さん。もらってきてつかいだ。それだったら。
共産党が行って、くれるんだったら林さんに行ってもろたらええでないかだ。

小堀議長 議員団の調査でそういうことを聞いたっていう
こと。実際にそうかどうかというのは分からんわけやな。

林議員 　　いいや、私も聞きました。

小堀議長 　　聞いた。

林議員 　　はい。

江西議員 　　一般の視聴者は誤解するよ。全額補助金でくれるや、国の補助金でくれるやいう林さんの質問にそんなんしよったら確かなんですか、それは。

〔議員、口々に発言あり〕

小堀議長 　　森内教育次長、それちょっと調べてね。板野の現状がどうだったかっていうことをね。

〔森内教育次長、「はい」との声あり〕

小堀議長 　　以上で通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

小堀議長 　　議事の都合によ小休いたします。

（時に午後2時44分）

小堀議長 　　小休前に遡り、会議を再開いたします。

（時に午後3時32分）

小堀議長 　　日程第2、議案の上程について。発議第10号・審査申立てに対する弁明書についてを上程し、議題といたします。

小堀議長 　　提出者であります江西博文君から提案理由の説明を求めます。

小堀議長 　　江西博文君。

江西議員 　　議長から提案理由の説明を求められましたので申し上げます。発議第10号議案・審査申立てに対する弁明書については、平成26年8月11日に議決した西岡恵子君の議員の資格決定の件について、林恵子氏（議員名：西岡恵子）から徳島県知事に対して地方自治法第127条第4項の規定により準用する同法第118条第5項の規定に基づく審査の申立てが、平成26年8月28日付をもって提起され、同法第258条において準用する行政不服審査法第22条第1項及び第2項の規定により、これに対する弁明書の提出を求められたため、別紙のとおり弁明書を提出するものであります。弁明書の内容については、先ほどの議会全員協議会で確認をしていただいたとおりであります。よろしく議決を賜り

23日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は9月24日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

小堀議長

本日はこれをもって散会といたします。

(時に午後3時36分)

平成26年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成26年9月24日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直

総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第50号議案 藍住町教育委員会委員任命の同意について
- 2) 第51号議案 平成26年度藍住町一般会計補正予算について
- 3) 請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を国に求めることに関する請願
- 4) 請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成の拡充に関する請願
- 5) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 6) 発議第11号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 7) 発議第12号 議会議長の辞職について
- 8) 選挙第5号 議会議長の選挙について
- 9) 選挙第6号 板野西部青少年補導センター組合議会議員の選挙について
- 10) 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出について

以下余白

[質疑する者なし]

小堀議長 質疑がありませんので、議事を進めます。

小堀議長 ただいま上程されております、第32号議案から第49号議案までの18議案については、常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

小堀議長 異議なしと認めます、よって、第32号議案・平成25年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について、第33号議案・平成25年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について、第34号議案・平成25年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について、第35号議案・平成25年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について、第36号議案・平成25年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について、第37号議案・平成25年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について、第38号議案・平成25年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について、第39号議案・平成25年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について、第40号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算について、第41号議案・藍住町税条例の一部改正について、第42号議案・藍住町国民健康保険税条例の一部改正について、第43号議案・藍住町介護保険条例の一部改正について、第44号議案・藍住町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について、第45号議案・藍住町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、第46号議案・藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、第47号議案・藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第48号議案・藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第49号議案・藍住町基本構想の策定に関する条例の制定についての18議案については、原案のとおり可決確定いたしました。

小堀議長 日程第3、議案の上程について、第50号議案・藍住町教育委員会委員任命の同意についてを上程し議題といたします。

小堀議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

小堀議長 石川町長。

石川町長 ただいま、議長から人事案件について、提案理由の説明を求められましたので、申し上げます。第50号議案・藍住町教育委員会委員任命の同意については、教育委員の中野昭美氏が9月30日で教育委員の任期満了を迎えることとなります。つきましては、引き続き本町の教育行政に御尽力を賜りたく、委員の再任について、議会の同意をお願いするものでございます。改めて、氏名等を申し上げます。住所・藍住町笠木字東野37番地2。氏名・中野昭美。生年月日・昭和30年1月20日。任命年月日は平成26年10月1日でございます。以上、よろしく御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

小堀議長 第50号議案につきましては、ただいま、町長から説明がありましたように、本案は、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長 異議なしと認めます。よって、第50号議案・藍住町教育委員会委員任命の同意については、住所・藍住町笠木字東野37番地2、氏名・中野昭美氏。生年月日・昭和30年1月20日を任命同意することに決定いたしました。なお任命年月日は、平成26年10月1日であります。

小堀議長 日程第6、議案の上程について。第51号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算についてを上程し議題といたします。

小堀議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

小堀議長 石川町長。

石川町長 ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、申し上げます。

第51号議案・藍住町一般会計補正予算につきましては、本定例会開会日にも申し上げ、また、議会全員協議会でも御説明をさせていただいたところではありますが、板野東部消防組合の消防救急無線のデジタル化事業について、先日18日に、国が

ら平成26年度事業として内示をいただきました。つきましては、本年度においてこの事業を行うよう、この事業費に係る板野東部消防組合への本町負担金分について、予算措置を行いたく議会最終日ではございますが、本日追加提案をさせていただくものであります。今回の補正については、歳入歳出とも予算総額の増減はなく、補正前と同額の98億6,300万円とし、歳出におきまして、消防費の常備消防費で板野東部消防組合負担金569万3,000円、非常備消防費で板野東部消防組合消防団負担金139万5,000円をそれぞれ増額し、予備費を708万8,000円減額するものであります。

また、歳入につきまして、諸収入の雑入で、総額は変わりませんが、節内の変更を行うものであります。

以上、一般会計補正予算につきまして、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

小堀議長 　　ただいまは、石川町長から提案理由の説明がございました。詳細についての説明を矢野総務課長より求めます。

小堀議長 　　小休いたします。

(時に午前10時41分)

[小休中に、矢野総務課長、補足説明をする]

小堀議長 　　小休前に遡り会議を再開いたします。

(時に午前10時44分)

小堀議長 　　これより、第51号議案に対する質疑を行います。御質疑のある方は、御発議をお願いいたします。

[質疑する者なし]

小堀議長 　　質疑はありませんか。

[質疑する者なし]

小堀議長 　　これをもって質疑を終結いたします。

小堀議長 　　お諮りいたします。ただいま、上程されております第51号議案につきましては、十分審議を尽くされたこととしますので、討論・表決を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小堀議長 異議なしと認めます。よって、第51号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算については、原案のとおり可決確定いたしました。

小堀議長 日程第9、請願の上程について、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであります。

小堀議長 請願第1号・「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を国に求めることに関する請願、請願第2号・ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成の拡充に関する請願を上程し、議題といたします。事務局長をして、請願文書表を朗読いたさせます。

柿内議会事務局長 (請願文書表を朗読する)

小堀議長 請願第1号の紹介議員であります林茂君から、請願の説明を求めます。

小堀議長 林茂君。

林議員 それでは議長から説明を求められましたので、請願書を読み上げ提案をいたします。

2014年8月27日。藍住町議会議長・小堀克夫様。提出者・徳島市中洲町1丁目35番地の1。上地法律事務所気付、秘密保護法の廃止をめざす徳島大集会実行委員会、代表呼びかけ人・岸積、同・乾晴美。紹介議員・林茂、小川幸英。「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を国に求めることに関する請願。第1、請願の趣旨、「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書を国会並びに政府に提出することを求めます。第2、請願の理由、昨年12月6日、「特定秘密の保護に関する法律」が成立し、本年12月までに施行される予定となっています。しかし、一般的な秘密保全法制それ自体の是非はともかく、この度成立した特定秘密保護法には、1、「特定秘密」の範囲が広範かつ曖昧であること。2、住民の安全確保のために必要な情報が地方公共団体に提供されないおそれがあること。3、処罰範囲の外延が不明確であり、報道関係の取材・報道、正当な内部告発、市民運動、研究者の活動などを萎縮させるおそれがあること。4、適性評価制度により、「特定秘密」を取り扱う者について広範かつ多岐にわたる調査が行われ、プライバシーが侵害される危険性があることなどの重大な問題があります。これは、市民の知る

権利や表現の自由などの基本的人権を侵害するとともに、民主主義を形骸化させるものです。このような特定秘密保護法の問題点は、運用によってこれを解消することは不可能であって、特定秘密保護法は施行前に廃止されるべきです。全国の地方議会でも、特定秘密保護法が成立して以降、本年3月31日までに、少なくとも156の地方議会において特定秘密保護法に関する意見書が採択されており、そのうち廃止、凍結、抜本的見直し等を求める内容のものは4分の3にも上っています。特定秘密保護法の施行まで残り3か月余りしかなく、もはや時間の猶予はありません。

よって、特定秘密保護法律の廃止を求める意見書を国会並びに政府に提出することを求めるため、地方自治法124条の規定に基づき請願する次第です。以上です。議員の皆様のご賛同、何とぞよろしくお願いをいたします。

小堀議長 次は、請願第2号の紹介議員であります森志郎君から、請願の説明を求めます。

小堀議長 森志郎君。

森議員 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。請願の趣旨、本議会において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について、衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し、以下の事項を内容とする意見書を提出していただくよう請願します。請願の理由、現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定されているところ、国は、ウイルス性肝炎患者（肝硬変、肝がん患者を含む）に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。ウイルス性肝炎患者に対して係る特別な措置がとられるにあたっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、国内最大の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、また、その原因が解明されていなかったことによりもたらされたものであり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提である。

しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりイン

ターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変、肝がん患者の入院、手術費用等は極めて高額に上るにもかかわらず、助成の対象外となっている。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的、肉体的に苦しみつつ経済的、社会的にも逼迫している肝硬変、肝がん患者に対しては、一層の行政的、社会的支援が求められるところであり、国の平成26年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書でも、厚生労働大臣に対し、予算として必要な措置として、肝硬変、肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設することが上げられている。

ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の、国と原告団との基本合意書の締結、B型肝炎特別措置法の制定にあたって、国は、予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は、40数万人に及ぶと繰り返し言明してきた。しかしながら、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象足りうる地位にある者は1万人程度にすぎず、大多数の被害者は、救済の入り口にさえ立っていないのが現状である。被害者数と原告数とのこうしたそごが生まれる最大の要因は、長年にわたって国が注射器打ち回しの予防接種禍の実態を放置し、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することである。

他方で、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、薬害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できる。また、一定時期までは感染を回避することが簡単でなかったとはいえ、輸血によってB型、C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難ではあるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、我が国には医療行為に関連してウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、国民病としてのウイルス性肝炎は、また全体として医原病としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年では全てのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっている。

このように、肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、我が国のウイルス性肝炎が国民病、かつ、医原病としての本質をもつことをますます明らかにし、とりわけ国

小堀議長 起立少数であります。よって、請願第1号については不採択とすることに決定いたしました。

小堀議長 次に請願第2号・ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成の拡充に関する請願の討論を行います。まず本請願に反対の方の発言を許します。

[発言する者なし]

小堀議長 次に、本請願に賛成の方の発言を許します。

[発言する者なし]

小堀議長 これをもって、討論を終結いたします。

小堀議長 これより採決を行います。請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

小堀議長 起立多数であります。よって、請願第2号については採択することに決定いたしました。

小堀議長 議事の都合により小休いたします。

(時に午前11時4分)

小堀議長 小休前に遡り会議を再開いたします。

(時に午前11時21分)

小堀議長 お諮りいたします。小休中に森志郎君から請願第2号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

小堀議長 異議なしと認めます。よって、発議第11号・ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成の拡充を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

小堀議長 追加日程第1、議案の上程について。発議第11号・ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを上程し、議題といたします。事務局長に議案を朗読いたさせます。

柿内議会事務局長 (議案を朗読する)

小堀議長 提出者であります森志郎君より、発議第11号について、提案理由の説明を求めます。

小堀議長 森志郎君。

森議員 議長から提案理由の説明を求められましたので発議第11号・ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第4因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。さらに、障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。以上、地方自治法第99条

小堀議長

議事の都合により小休いたします。

(時に午前 11 時 30 分)

[事務局職員、議案を配布する]

矢部副議長

小休前に遡り、会議を再開いたします。

(時に午後 1 時 2 分)

矢部副議長

先ほど、小堀議長から議長の辞職願いの提出がありました。小堀議長が退席しておりますので、副議長の矢部が議長の職務を行います。御協力のほど、よろしくお願いいたします。お諮りいたします。議会議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

矢部副議長

異議なしと認めます。よって、発議第 12 号・議会議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 2 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

矢部副議長

追加日程第 2、議案の上程について。発議第 12 号・議会議長の辞職についてを上程し、議題といたします。本案は、小堀克夫君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第 117 条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、小堀克夫君は退席しております。

矢部副議長

事務局長に議案を朗読いたさせます。

柿内議会事務局長

(議案・辞職願を朗読する)

矢部副議長

お諮りいたします。発議第 12 号・議会議長の辞職について、小堀克夫君の辞職を許可したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

矢部副議長

異議なしと認めます。よって小堀克夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。小堀克夫君の入場を許します。

[小堀議員、議場へ入場する]

矢部副議長

ただいま、議長が欠けました。よって、直ちに議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 3 として、議長の選挙を行いたいと思えます。これに異議ございませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

矢部副議長 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議長の選挙を行います。

矢部副議長 準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔事務局職員、準備する（机・投票箱設置）〕

矢部副議長 議長の選挙を行います。選挙は投票により行いたいと思います。議場の閉鎖をいたします。

〔事務局職員、議場を閉める〕

矢部副議長 ただいまの出席議員数は、15人であります。お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森志郎君及び喜田修君を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

矢部副議長 異議なしと認めます。よって森志郎君及び喜田修君を立会人に指名いたします。投票用紙を事務局長に配布いたさせます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入し、事務局長の点呼に応じ順次投票をお願いいたします。また、この選挙の効力判定については、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法が一部適用されておりますので、これに基づき公平かつ厳格に行いたいと思います。法定得票数は、有効投票の4分の1以上となっております。また、得票数が同数の場合はくじで決めることになっておりますので、この点あらかじめ御承知おきください。

〔事務局職員、投票用紙を配布する〕

矢部副議長 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔配布漏れなし〕

矢部副議長 配布漏れなしと認めます。投票箱の点検をいたします。

〔事務局職員、投票箱を点検をする
副議長及び議員に投票箱を見せる〕

矢部副議長 異状なしと認めます。

矢部副議長 ただいまから投票を行います。事務局長が議席

番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

柿内議会事務局長 (議席番号・氏名を点呼する)

[事務局長の点呼に応じ 順次投票を行う]

矢部副議長 投票漏れは、ありませんか。

[投票漏れなし]

矢部副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

投票箱を閉鎖いたします。

[事務局職員、投票箱を閉鎖する]

矢部副議長 これより開票を行います。森志郎君及び喜田修君、開票の立ち会いをお願いいたします。

森議員、喜田議員、立会する
事務局職員、開票する
立会人の確認を受け、開票結果を議長に届ける
立会人、自席へ戻る

矢部副議長 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票。うち有効投票13票、無効投票2票であります。有効投票のうち佐野慶一君11票、林茂君2票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、3.25票であります。したがって、佐野慶一君が議長に当選されました。

矢部副議長 議場の閉鎖を解きます。

[事務局職員、議場を開く]

矢部副議長 ただいま、議長に当選されました佐野慶一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、佐野慶一君が議長に当選したことを告知いたします。佐野慶一君、自席からで結構ですので、当選受諾をお願いいたします。

佐野議長 ただいま、議長に当選したとことの告知を受けました。皆様方の御推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。当選を受諾させていただきます。ありがとうございました。

矢部副議長 ここで、前議長と新議長に御挨拶をいただきたいと思いますので、前議長の小堀克夫君より退任の御挨拶をお願いいたします。

矢部副議長 小堀克夫君。

〔小堀議員、登壇する〕

小堀議員 議長退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。25年6月に議長就任以来、今日まで、議員の皆様方や理事者の皆様方、温かい御支援、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、議長としての職責を大過なく過ごすことができましたことを感謝申し上げます。今後は、一議員として、町政発展のため、また、住民福祉の向上のために議会活動に取り組んでいきたいと考えております。今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。退任の御挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔議場内、拍手〕

矢部副議長 次に、佐野慶一君の議長就任の御挨拶をお願いいたします。

矢部副議長 佐野慶一君。

〔佐野議長、登壇する〕

佐野議長 ただいまは、大変ありがとうございました。皆様方の御推挙をいただきましてですね、議長という職責を務めさせていただくことになりました。私にとりまして、誠に身に余る光栄でありますとともにですね、責任の重大さを感じておるところでございます。浅学非才ではございますが、議員の皆様方、また、理事者の皆様方の御支援、御協力をいただく中で、議会の円滑な運営と藍住町発展のために、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。皆様方の御協力、また、御指導を賜りますように、切にお願いを申し上げます。簡単粗辞ではございますが御挨拶いたします。どうもありがとうございました。

〔議場内、拍手〕

矢部副議長 ここで、理事者を代表して石川町長から御挨拶をいただきたいと思います。

矢部副議長 石川町長。

石川町長 町理事者、職員を代表いたしまして、一言お慶びを申し上げます。ただいまは、第39代藍住町議会議長に佐野慶一議員が選任されました。御当選を心からお慶び申し上げます。佐野議員におかれましては、平成8年に本町議会議員として初当選をされ、現在5期目を務められており

めることが慣例になっておりますので、16番を議長・佐野慶一といたします。御了承ください。

佐野議長 議事の都合により小休いたします。小休中に議席の移動をお願いいたします。

(時に午後1時31分)

[小休中に議席を移動する]

[事務局職員、議案を配布する]

佐野議長 小休前に遡り、会議を再開いたします。

(時に午後1時39分)

佐野議長 先ほど小休中に、小堀克夫君が板野西部青少年補導センター組合議会議員を辞職し、1名の欠員が生じました。よって、選挙第6号・板野西部青少年補導センター組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行いたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

佐野議長 異議なしと認めます。

佐野議長 事務局長をして、議案を朗読いたさせます。

柿内議会事務局長 (事務局長、議案を朗読する)

佐野議長 選挙第6号。板野西部青少年補導センター組合議会議員の選挙については、小休中に議員の人選を行っておりますので、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、議長において指名いたしたいと思います。これに異議ございませんか。お諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

佐野議長 異議なしと認めます。よって指名推選とすることに決定し、議長において、指名することといたします。板野西部青少年補導センター組合議会議員には慣例により、佐野慶一を指名いたします。以上のとおり、選任することに異議ございませんか、お諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

佐野議長 ここで、議会閉会前の挨拶を石川町長からお願いいたします。

佐野議長

石川町長。

石川町長

9月議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。去る4日の開会から、本日までの21日間にわたり、提案いたしました20議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案を御承認いただき、誠にありがとうございました。今議会では、議案の委員会付託により各常任委員会が開催され、時間をかけて御審議をいただきました。

また、会期中、委員会はもとより一般質問等を通じまして、各方面にわたり、貴重な御意見、御提言を賜りました。多くの町政課題が山積みしておりますが、これらの御意見を参考にしながら、また、今後も議会を始め、町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、問題解決のため邁進し、これからも安心・安全なまちづくりや安定した行財政運営のために取り組んでまいる所存でございます。今後とも、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

朝夕は随分と過ごしやすくなってはまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすいときでもあります。また、夏の疲れが出てくる時期でもございます。どうか、御自愛をいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

佐野議長

以上で、今定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。お諮りいたします。これをもちまして会議規則第8条の規定により、閉会いたしたいと思っております。これに、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長

異議なしと認めます。よって、平成26年第3回・藍住町議会定例会を閉会することに決定いたしました。議員・理事者各位には、御協力を賜り、誠にありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

(時に午後1時44分)

この会議の次第は、議会事務局長が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

藍住町議会議長

佐野 慶 一

藍住町議会前議長	小堀克夫
藍住町議会副議長	矢部秀行
会議録署名議員	森志郎
会議録署名議員	喜田修

